



安衛法に基づく 化学物質管理の考え方と 改正点のポイントについて

正しく理解 正しく管理
化学物質と向き合おう

厚生労働省 労働基準局
安全衛生部 化学物質対策課

講義の構成

1

化学物質をめぐる動向

2

化学物質のリスクに関する基礎

3

化学物質管理の法令体系

4

化学物質管理の各条文・規則

5

最近のトピックス

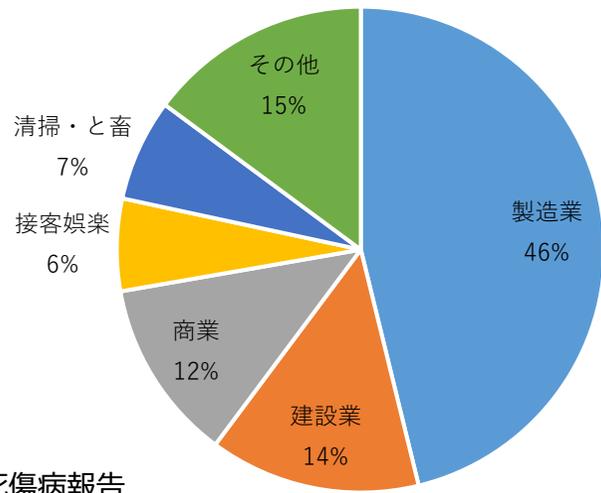
職場における化学物質管理の課題

・ 個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割

<化学物質による労働災害発生状況（令和3年）>

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
引火性の物	38
可燃性のガス	16
その他の危険物、有害物	249
合計	472

出典：労働者死傷病報告



出典：労働者死傷病報告

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規制対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規制以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

出典：労働者死傷病報告

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約500件発生

製造業のみならず、**建設業、第三次産業**における労働災害も多い

○ 作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする**第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。**

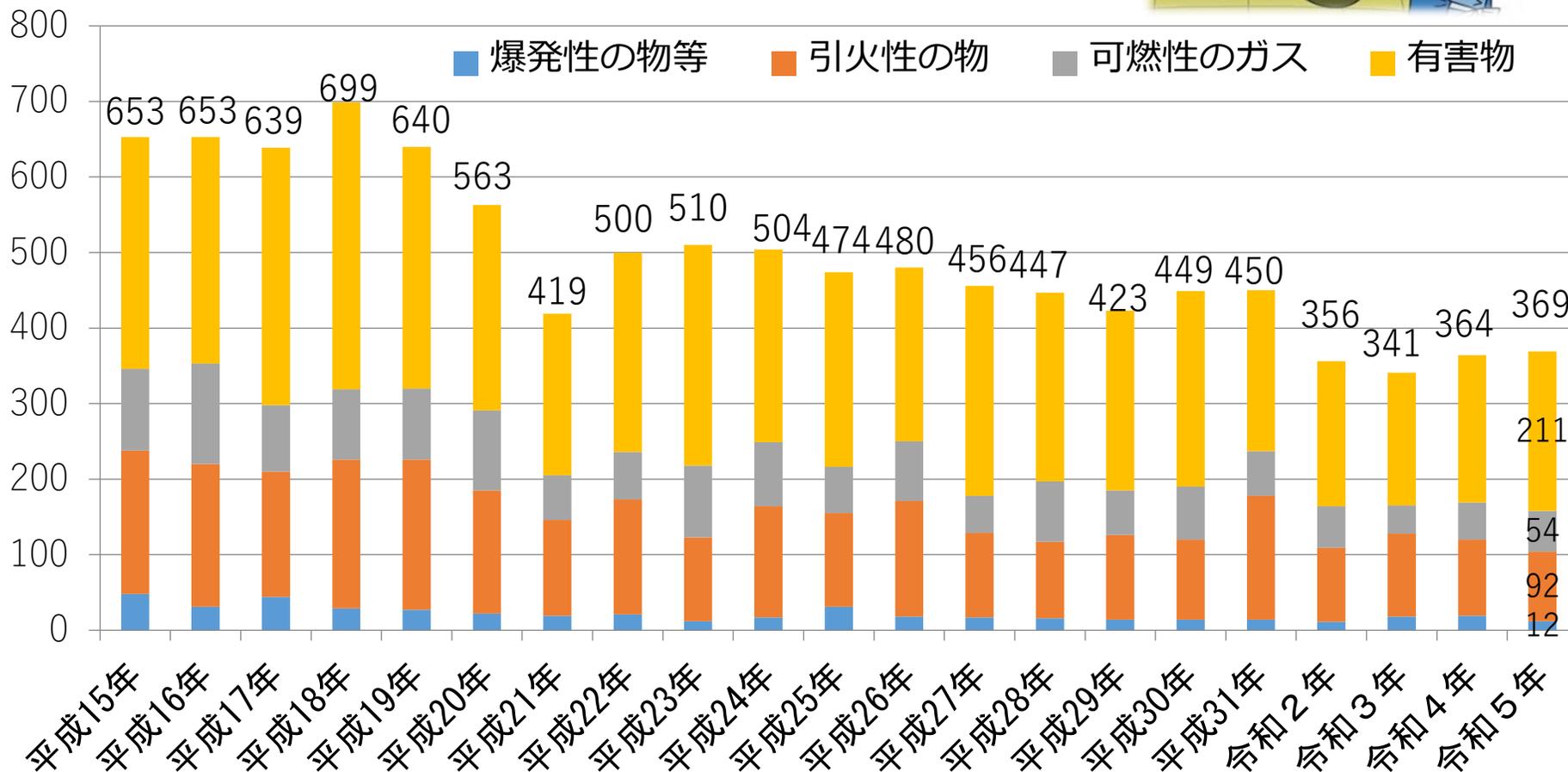
有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

化学物質による労働災害(休業4日以上・起因物別)

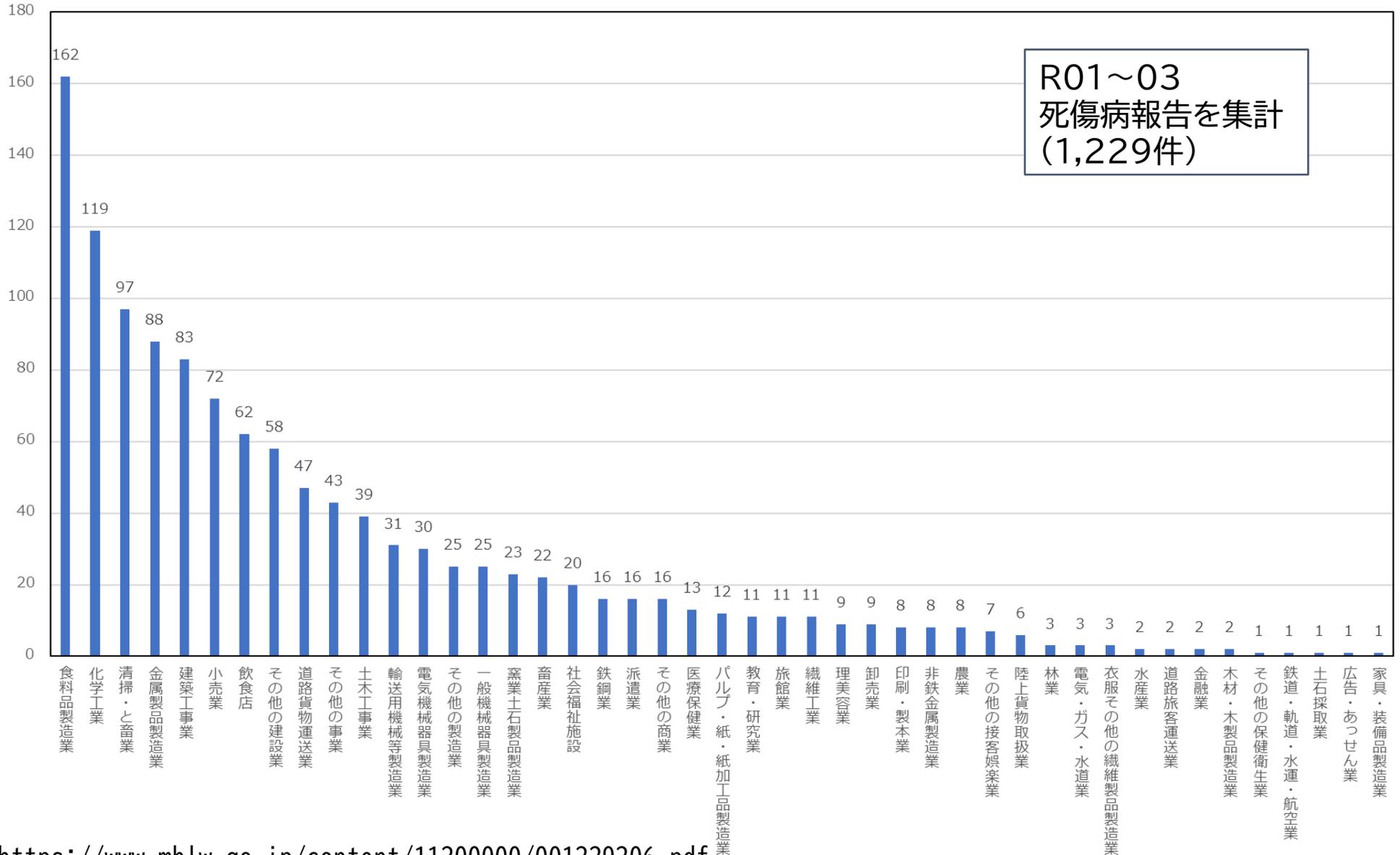
危険物・有害物（主に化学物質）に起因する労働災害は年間400件程度発生している



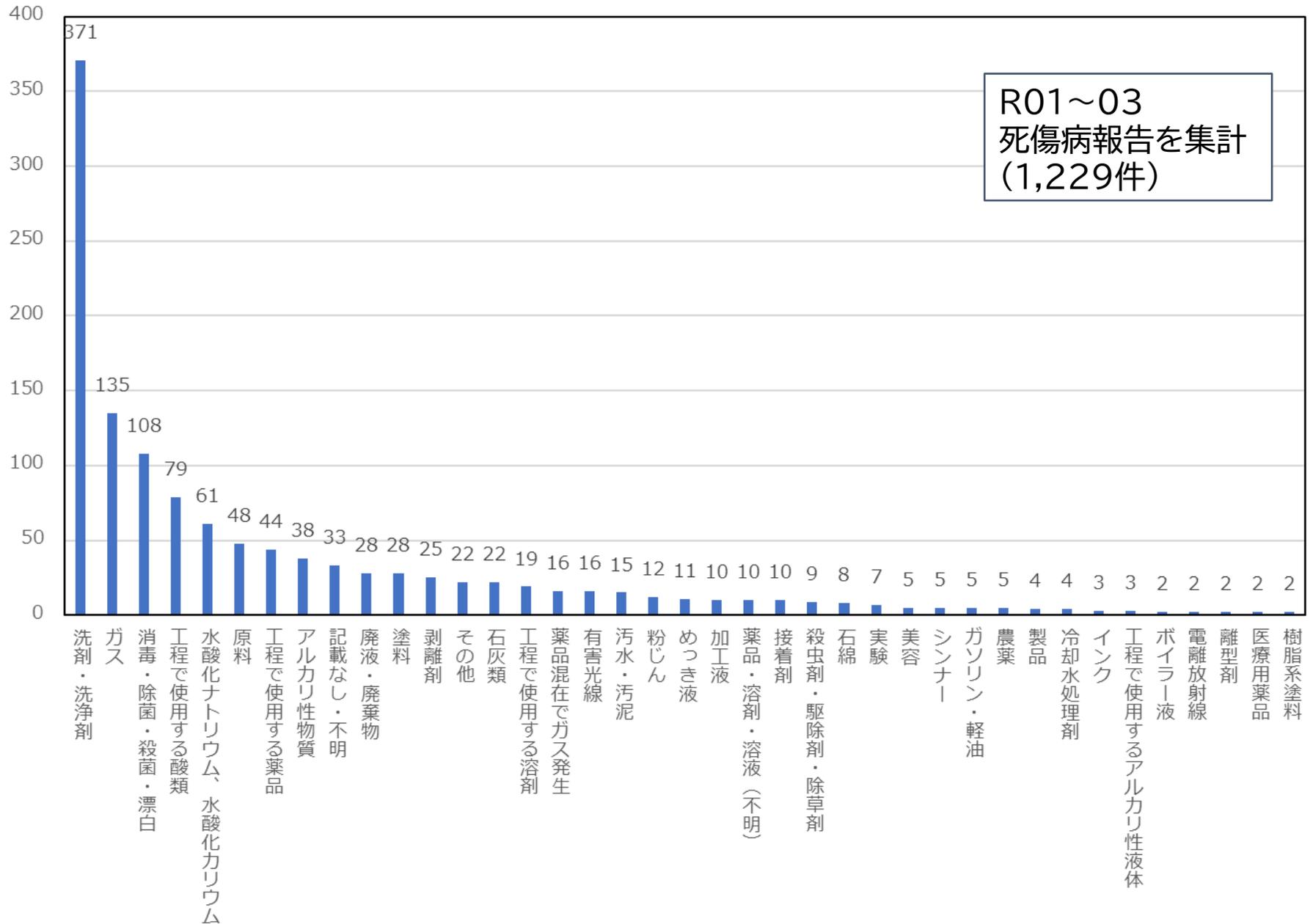
労働災害発生件数



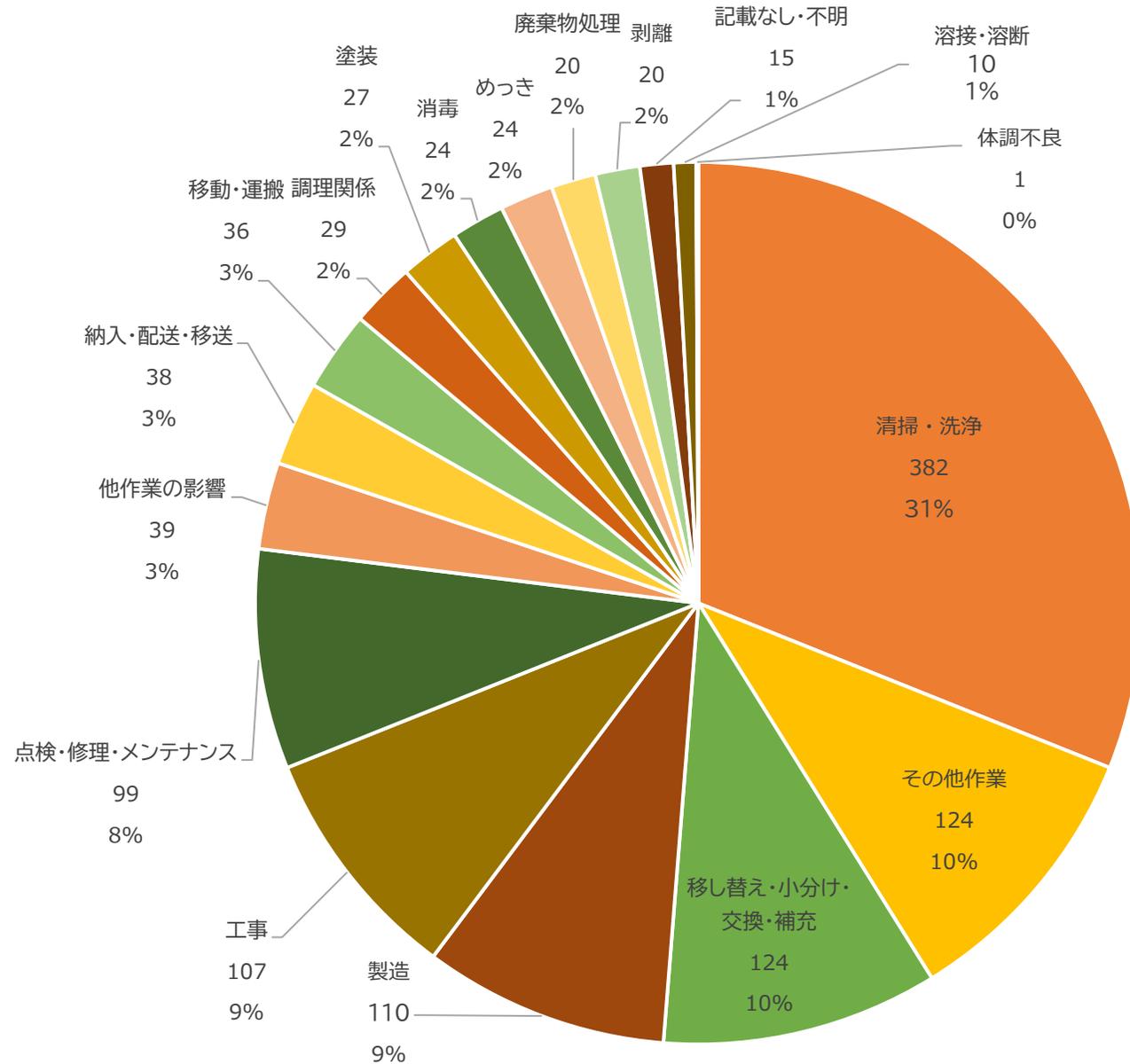
化学物質による労働災害：業種別発生状況



化学物質による労働災害：起因物別発生状況



どのような作業中に発生しているか？



R01~03
死傷病報告を集計
(1,229件)

- 化学物質の種類は、約7万種類にのぼる
- 毎年約1,000物質が新規化学物質として届出
 - ・ 年間100kg超の製造・輸入が対象
 - ・ 届出により官報公示し、既存化学物質に
(令和6年6月公表分以降はウェブサイトに掲載)
 - ・ 届出に当たって変異原性試験等が必要
- 「少量新規化学物質」は約1万5千物質で推移
 - ・ 年間100kg以下製造・輸入
 - ・ 有効期間2年(官報公示なし)

化学物質による健康障害の実情

＜平成30年の労働者死傷病報告のうち、事故の型が「有害物等との接触」であり、その起因物が「化学物質」であるものを、原因物質別、障害内容別に集計したものと＞

	件数	割合	障害内容別の件数		
			吸入・経口による 中毒、障害	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77	18.5%	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特定化学物質	47	11.3%	19	12	24
有機溶剤	28	6.7%	17	6	10
鉛	2	0.5%	2	0	0
四アルキル鉛	0	0%	0	0	0
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114	27.4%	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63	15.1%	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162	38.9%	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416		68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

※複数の傷害が発生しているものがあるため、合計値は件数と合わない場合がある
※()内は障害内容別の件数を合計したものに対する割合

○中毒

有機溶剤、特定化学物質、一酸化炭素、その他未規制物質……

○眼・皮膚への障害（化学熱傷等）

アルカリ、酸、有機溶剤、その他未規制物質……

○遅発性の疾病（がん等）

発がん性物質、その他発がん性の知見が必ずしも明らかでないもの……

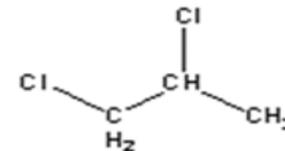
※化学工業や製造業以外でも発生している

- 例）
- ・ 建設業における一酸化炭素中毒、剥離剤による中毒
 - ・ 医療保健業における殺菌・消毒等に使用する化学物質に起因する中毒
 - ・ 清掃等で使用する洗剤・洗浄剤による化学熱傷

→厚労省**職場のあんぜんサイト**の「化学物質による災害発生事例について」、
中災防「労働衛生のしおり」が参考となる

●胆管がん事案(1,2-ジクロロプロパン) (H24.5発表)

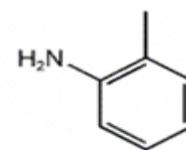
- ・大阪府の印刷事業場の労働者3名から胆管がんの労災請求。その後、同事業場での胆管がん発症者は約20名にのぼった。



1,2-ジクロロプロパン

●膀胱がん事案 (オルトトルイジン) (H27.12発表)

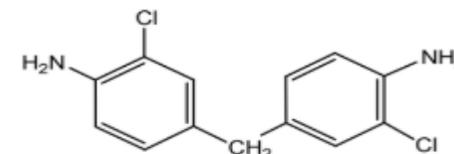
- ・染料・顔料の中間体を製造する福井県の化学工場において6名の労働者が膀胱がんを発症（その後も発症者は増加）。
- ・オルトトルイジンは特別規則の対象ではなかった。



オルトトルイジン

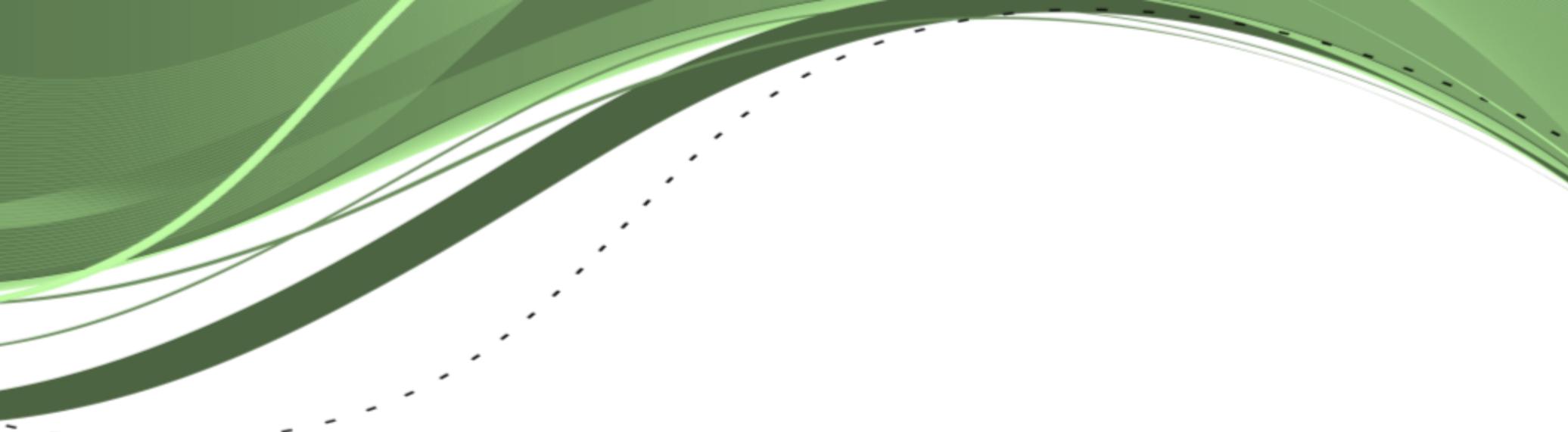
●膀胱がん事案 (MOCA) (H28.9発表)

- ・化学工場で労働者1名・退職者6名に膀胱がんの発症が判明（その後も他の発症者を確認）。
- ・本件で膀胱がん発症者がMOCAに長期間・高濃度でばく露したのは、特にMOCAが昭和50(1975)年に特化則に追加される以前を含む、相当期間前。各労働者の膀胱がん発症は、一時期に集中することなく、また、退職後に発症していた者もいた。
- ・上記オルトトルイジンの事案を受けた全国的な膀胱がん調査により、本件事業場が過去まで遡って確認した結果、本件発症が判明した。



MOCA

- 1 化学物質による労働災害は、幅広い業種で発生している。
- 2 化学物質には膨大な種類があり、危険性・有害性が知られていないものも多い。
- 3 労働災害の起因物は、必ずしも強い規制の対象物質に限らない。
- 4 遅発性の重篤な健康障害の事案も見られる。



1

化学物質をめぐる動向

2

化学物質のリスクに関する基礎

3

化学物質管理の法令体系

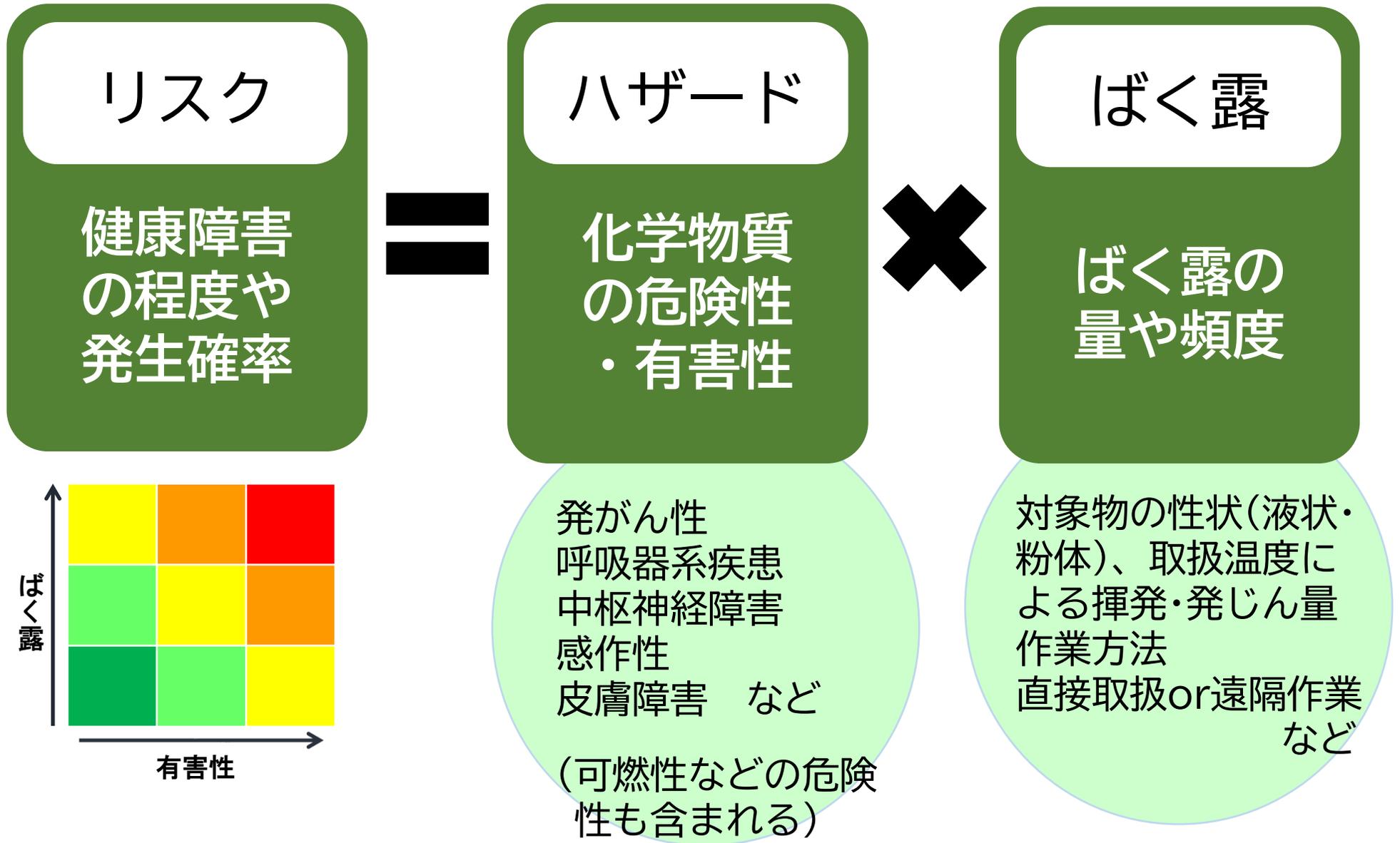
4

化学物質管理の各条文・規則

5

最近のトピックス

化学物質の健康障害リスクとは



化学物質による危険性・有害性(ハザード)



急性毒性

- 短期間の吸入等による中毒



腐食性

- 皮膚や粘膜を刺激又は腐食する



慢性毒性

- 長期間、吸入等により体内に取り込むことで健康障害を起こす



危険性

- 可燃性
- 引火性
- 爆発性



GHS分類

化学物質の性質は国によらず同じなので、共通の判断基準で危険性・有害性の程度を判断し、情報共有しよう、というもの。

健康に対する有害性

急性毒性
皮膚腐食性・刺激性
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性
呼吸器感作性・皮膚感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）
特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）
吸引性呼吸器有害性

物理化学的危険性

可燃性・引火性ガス
支燃性・酸化性ガス
・・・

環境に対する有害性

水生環境急性有害性
・・・

GHS・・・化学品の分類および表示に関する世界調和システム
(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)

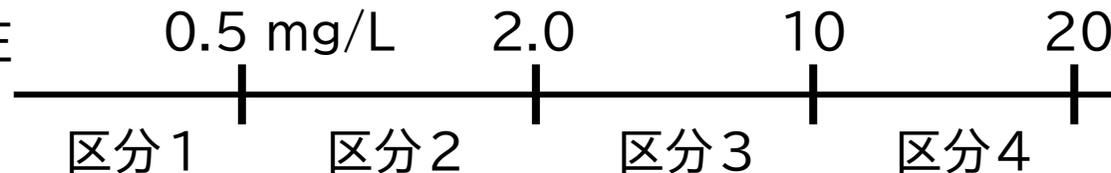
GHS分類による区分の意味

有害性の強さで区分しているものと
有害性があることの確からしさで区分しているものがある

危険有害性の程度

急性毒性（蒸気）

LC₅₀またはATE



有害性の
強さ

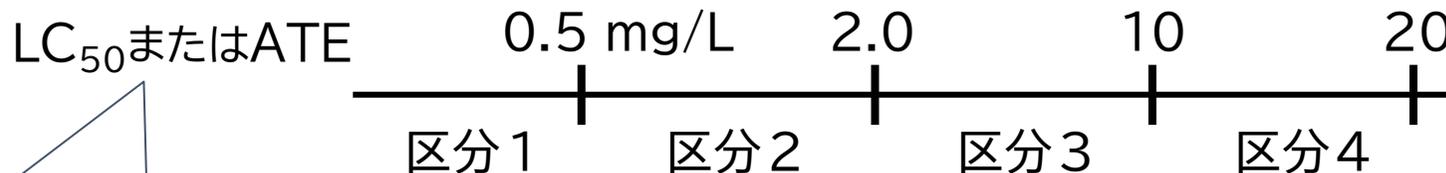
発がん性

人に対して 発がん性がある (確定的)	人に対しておそらく 発がん性がある	人に対する発がん性 の疑いがある物質
区分1A	区分1B	区分2

有害性の
確からしさ
※発がん性の
強さではない

有害性の強さの評価は、蒸発のしやすさやその物質の生成のしやすさを考慮したものではない

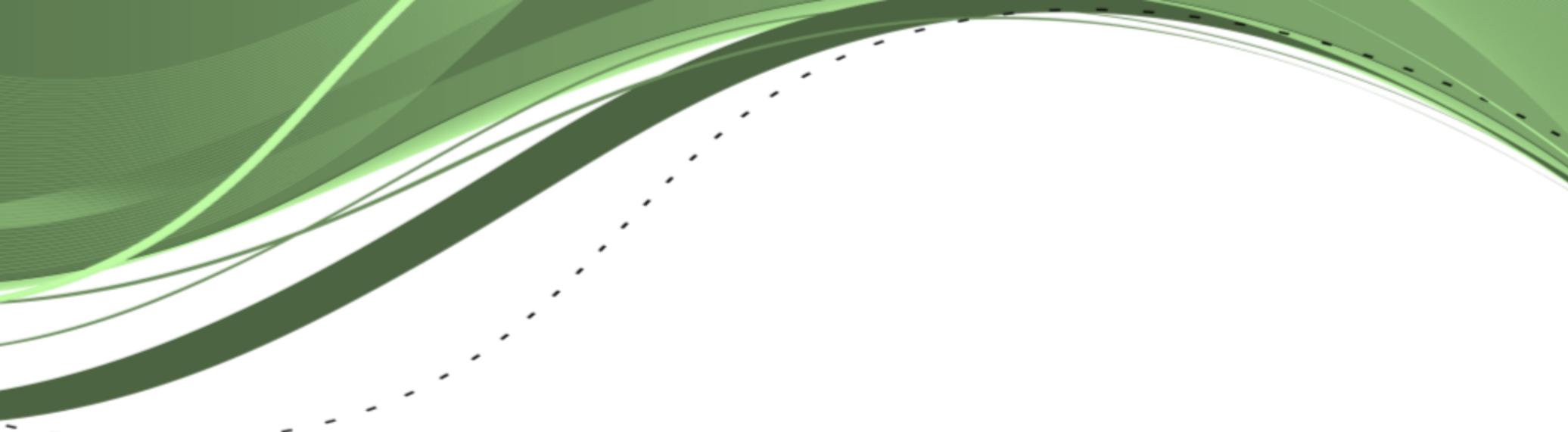
急性毒性（蒸気）



LC₅₀…半数致死濃度(吸入)
ATE…急性毒性推定値

この濃度にどのくらい達しやすいかは考慮していない

蒸気圧が高い（蒸発速度が速い）物質であれば、生成量が多い
蒸気圧が低い（蒸発速度が遅い）物質であれば、生成量少ない



1

化学物質をめぐる動向

2

化学物質のリスクに関する基礎

3

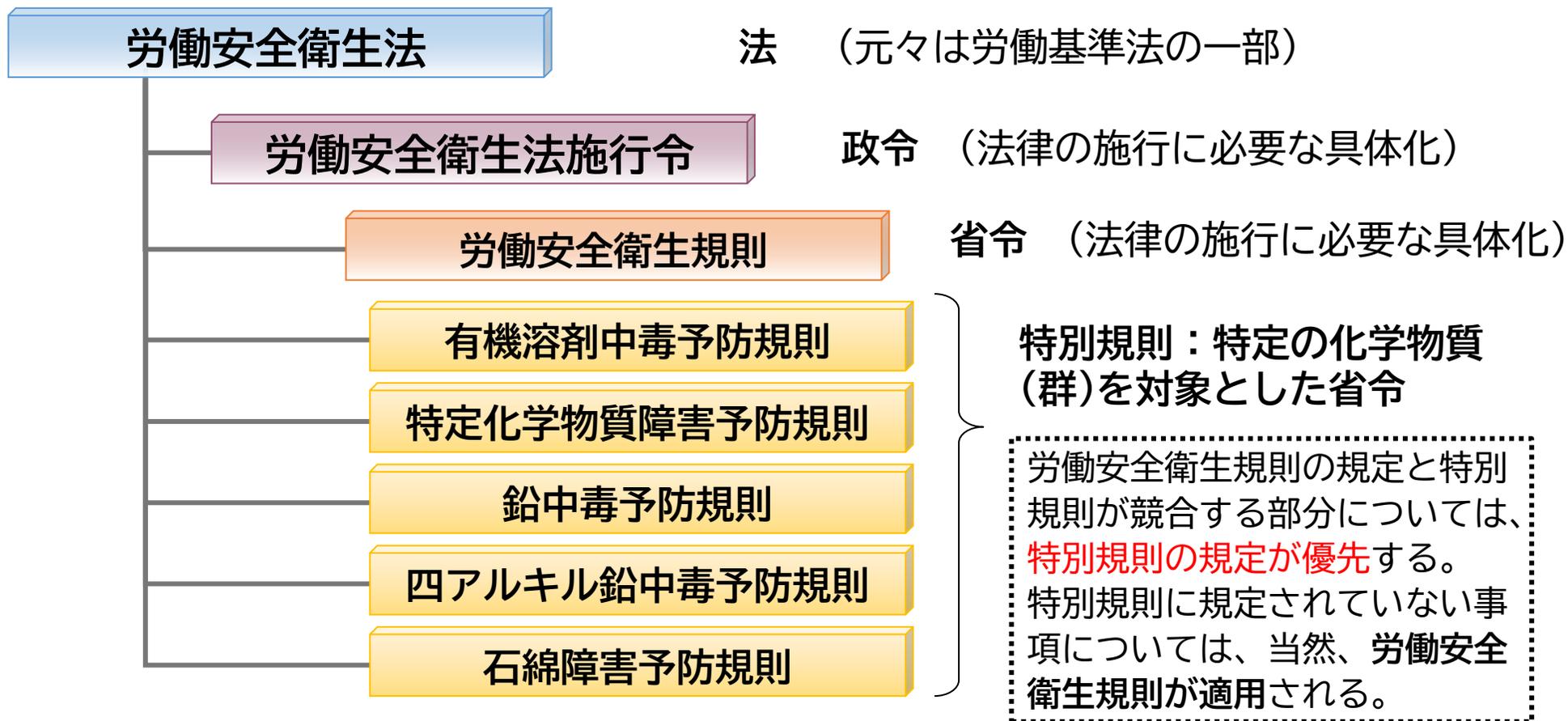
化学物質管理の法令体系

4

化学物質管理の各条文・規則

5

最近のトピックス



作業環境管理

有害要因を環境中に出さない

- 作業環境測定
- 測定結果の評価に基づき改善（局所排気装置の設置等）

作業管理

有害要因のある環境での作業を減らす

- 作業時間、作業量、作業手順・方法等のコントロール
- 保護具の適切な使用

健康管理

健康障害の未然防止・早期発見

- 健康診断
- 健診結果に基づく事後措置、保健指導等

※ **労働衛生教育** を加え、「3管理1教育」、
労働衛生管理体制 も加え「5管理」とも

第3章 安全衛生管理体制

労働衛生管理体制

- 作業主任者

第4章 労働者の危険又は健康障害の防止措置

- 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害防止措置
- がん原性指針の公表
- リスクアセスメント（努力義務：安全衛生全般）

第5章 危険物及び有害物に関する規制

- 製造等の禁止・許可
- ラベル表示、SDS交付
- リスクアセスメント（義務）

第6章 労働者の就業に当たっての措置

労働衛生教育

- 安全衛生教育

第7章 健康の保持増進のための措置

- 作業環境測定
- 健康管理手帳
- 健康診断

作業環境管理

健康管理

作業管理

労働安全衛生法

第28条の2 リスクアセスメントの努力義務

リスクは化学物質に限らない

第42条 譲渡制限(保護具等の構造規格)

第44条の2 型式検定(保護具等)

防毒機能付き電動ファン付き呼吸用保護具等

第55条 製造等の禁止

石綿、ベンゼン含有ゴムのり等

第57条、57条の2 表示、文書の交付等

リスクアセスメント対象物のラベル表示、SDSの交付

第57条の3 リスクアセスメントの義務

リスクアセスメント対象物のリスクアセスメントの実施

第59条 安全衛生教育

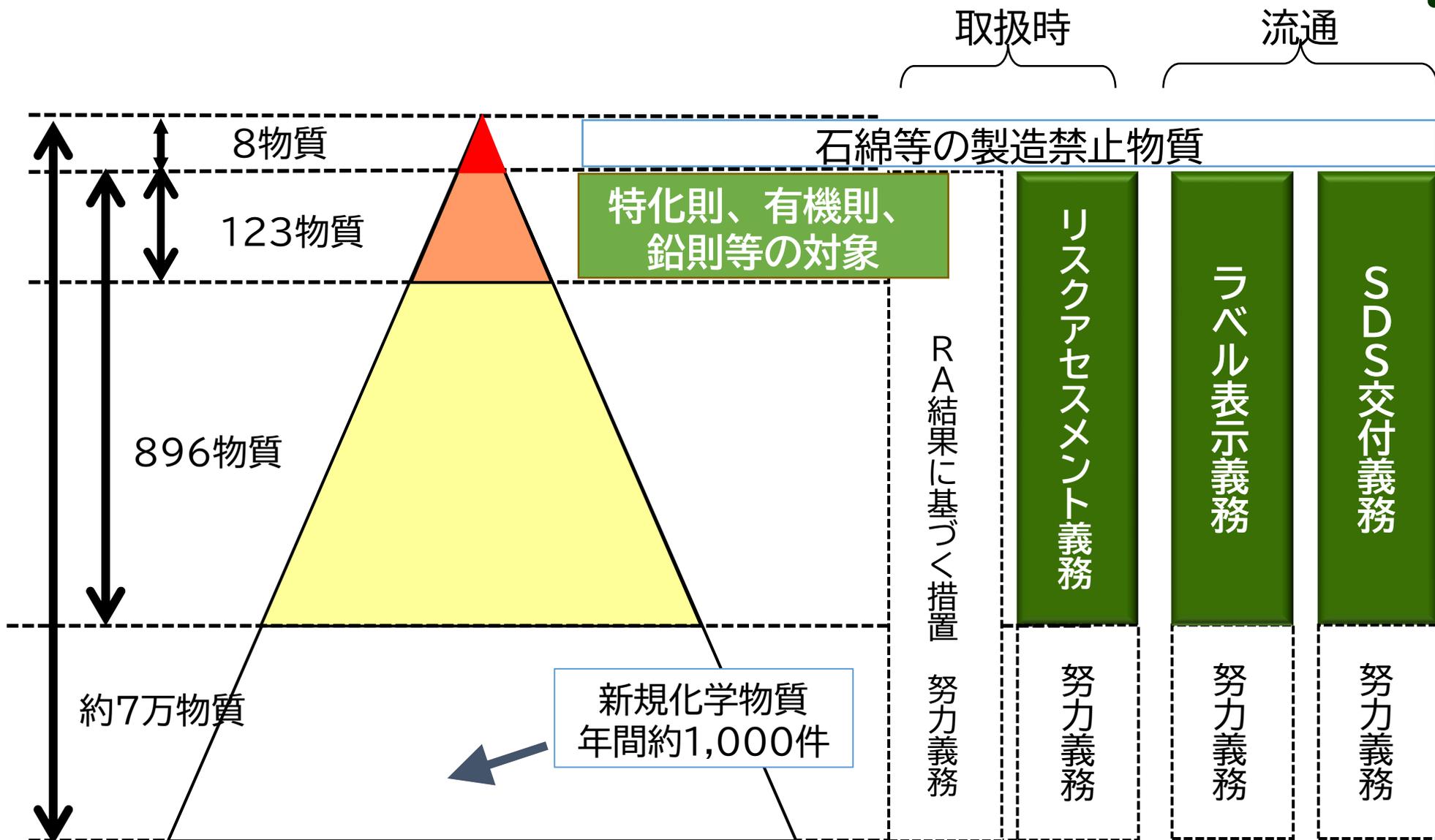
第66条 健康診断

第101条第4項 周知(SDS)

リスクアセスメント対象物のSDS事項の掲示又は備え付け

※上記は化学物質に関係の深い主な法条文のうち、有機則や特化則に委任されていないようなものを挙げた

従来の化学物質管理体系（現在も有効）



労働安全衛生法における化学物質規制の経緯

健康障害発生（国内・国外）
→原因化学物質を個別規制（有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質）



特定の有害化学物質を使用している事業者に報告させる（H18）
→ 使用実態（ばく露状況）を調査
→ 労働者のリスクが高いものについて個別規制（特化則に追加）



有害な化学物質についてラベル表示（S47）



危険性・有害性のある化学物質について情報の提供義務（MSDS）（H11）



リスクアセスメントを努力義務（H18）
（労働安全衛生、機械、化学物質の3指針）



（化学物質）リスクアセスメントを義務（H28）
必要な措置を講じることを努力義務



- ・ ラベル表示・SDS交付対象物質（リスクアセスメント対象物）を拡大
（GHS分類により一定以上の危険性・有害性があると判明した化学物質）
- ・ 低減措置（代替物の使用、密閉化、換気装置の設置・稼働、作業方法の変更、呼吸用保護具の着用等）によりばく露濃度を最小限とする、基準以下とする、記録の作成・保存、健康診断
- ・ 化学物質管理者の選任、保護具の措置の場合に保護具着用管理責任者の選任

(限られた数の) 特定の化学物質に対して
(特別規則で) 個別具体的な規制を行う方式

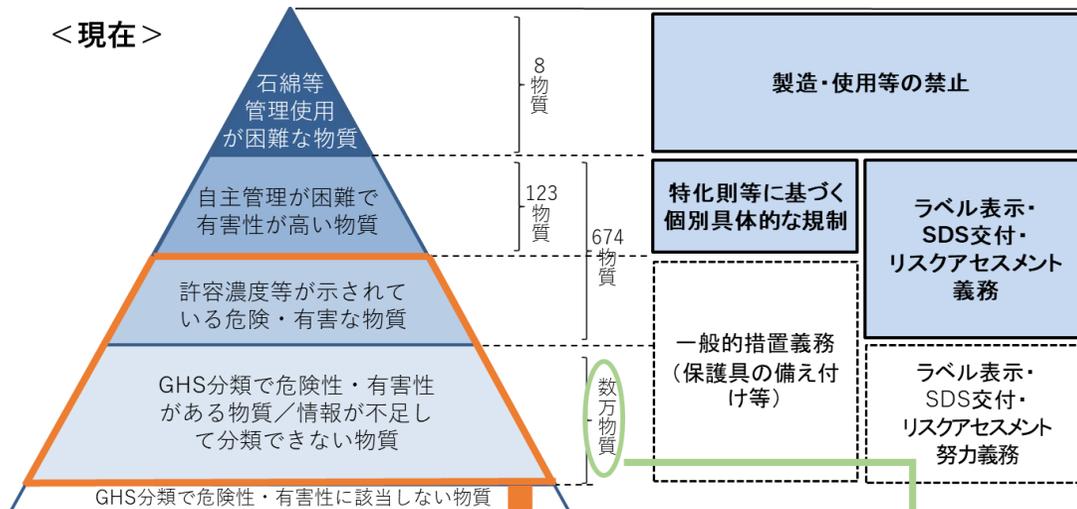


特別則で**未規制の物質**
を主眼として

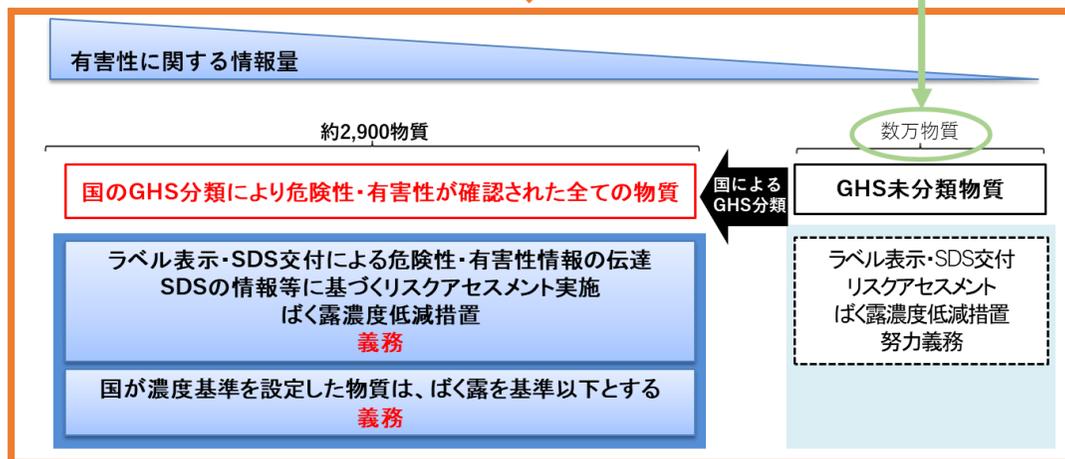
危険性・有害性が確認された**全ての物質**を対象として、以下を事業者に求める。

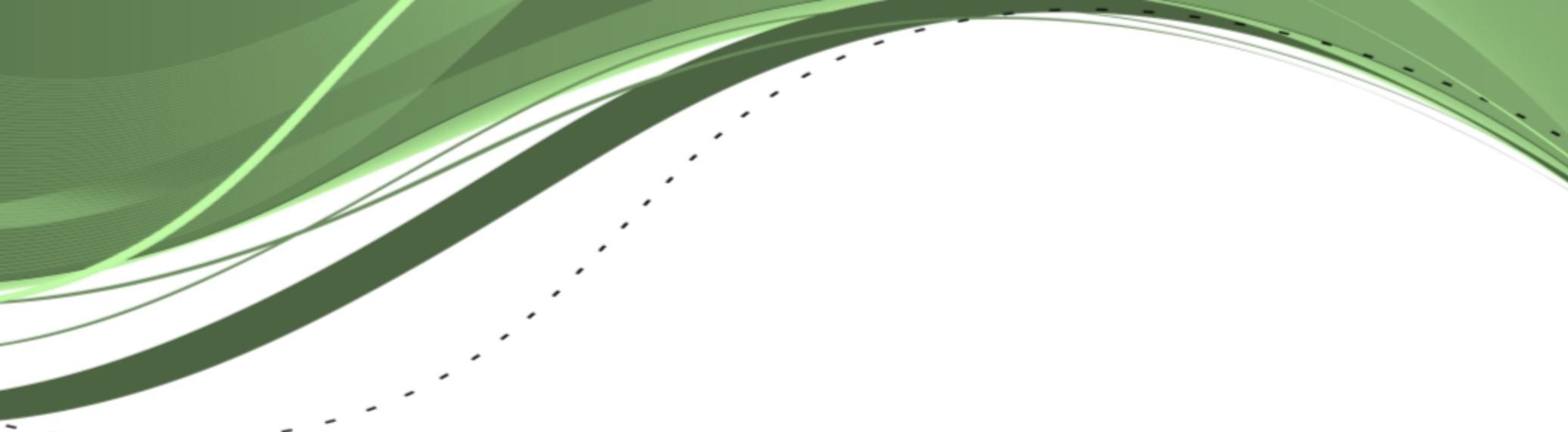
- **ばく露を最小限とする** (危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務)
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**
- これらを達成するための手段については、リスクアセスメントの結果等に基づき、**事業者が適切に選択する**

<現在>



<見直し後>





1

化学物質をめぐる動向

2

化学物質のリスクに関する基礎

3

化学物質管理の法令体系

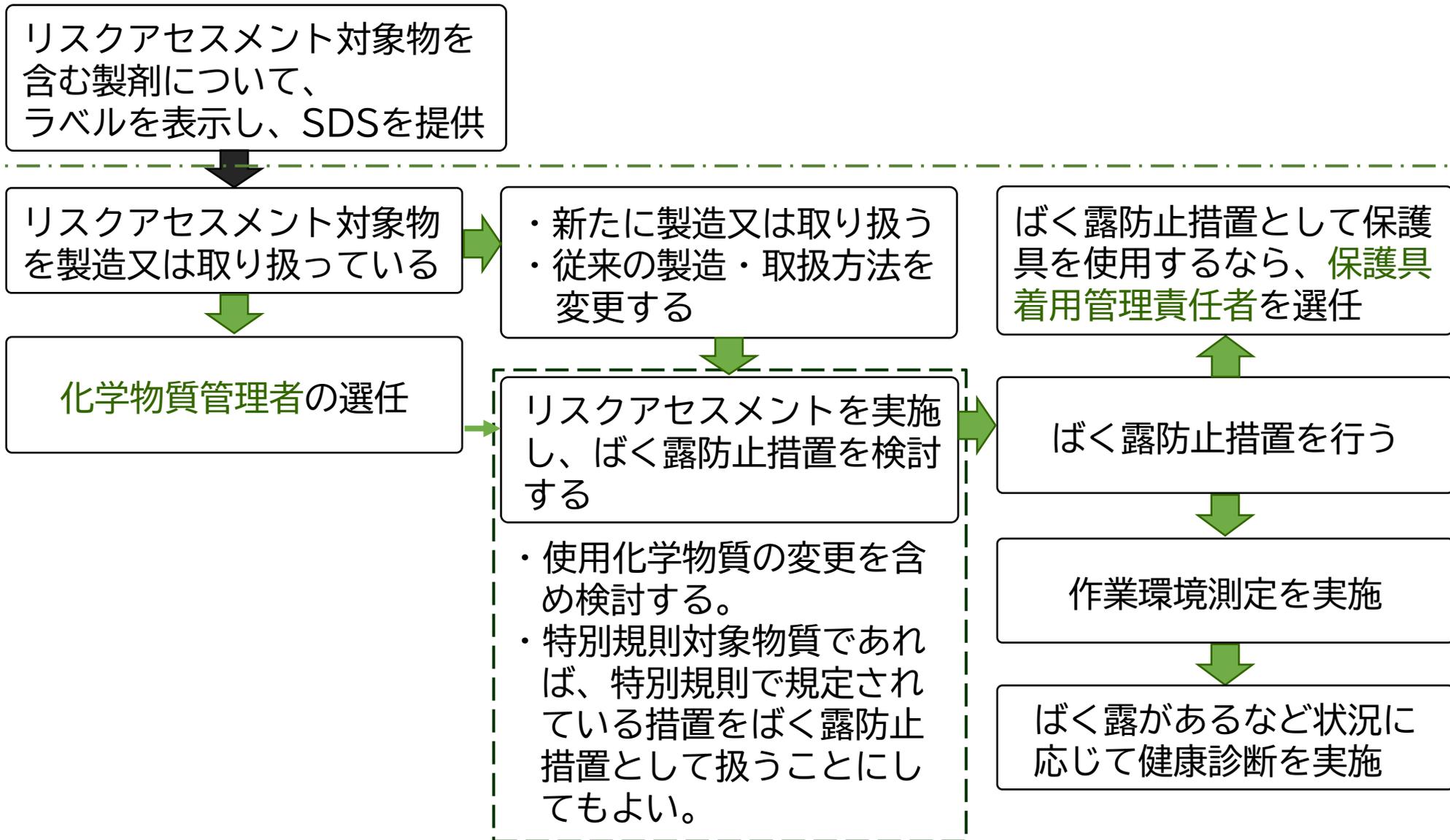
4

化学物質管理の各条文・規則

5

最近のトピックス

リスクアセスメント→ばく露防止措置の実施



○名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

- 危険性・有害性を持つとしてACGIH、日本産衛学会で許容濃度等が公表された化学物質について、安衛令別表第9に列挙され、事業者がリスクアセスメントを行うべき対象物となっていた。
- 新たな化学物質規制として、国が行う化学品の分類（JIS Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類）の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質を、労働安全衛生法第57条第12項及び第57条の2第1項の規定に基づく化学物質の譲渡・提供時の名称等のラベル表示及びSDS※交付等の義務対象物質（以下「ラベル・SDS対象物質」という。）とする考え方に転換する。
- これにより、これまでの安衛令別表第9に個々の物質名を列挙する規定方法から、安衛令では対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、安衛則で当該性質や基準に該当する個々の物質名を列挙する方法へ改正するとともに、ラベル・SDS対象物質の追加等を行う。

※ SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）

含有する化学物質の成分や物理的性状、人体に及ぼす作用等の危険性・有害性情報を記載したデータシート。

	現行	R4.2.24改正済 (R6.4.1施行)	R5.8.30改正 (R7.4.1施行予定)	R5.8.30改正 (R8.4.1施行予定)
ラベル・SDS対象物質	674物質	234物質	約700物質	約850物質

令和2年度までにGHS分類が終了している化学物質について

急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1のもの

左記以外のいずれかの有害性区分で区分1のもの

区分1となる有害性区分がないもの

1. 改正の概要

(1) ラベル・SDS対象物質に係る規定方法の変更

ラベル・SDS対象物質の範囲を、アからエまでに該当する物とする。

ア 元素及び当該元素から構成される化合物を包括的にラベル・SDS対象物質とする物

イ 国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

(ア) 製造許可物質 ※1：別規定によりラベル・SDS対象物質となっているため、本条の対象から除外。

(イ) アに掲げる物

(ウ) 危険性があるものと区分されていない物であって、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの ※2：じん肺法等により別途必要な規制を行っているため、本条の対象から除外。

ウ ア及びイに掲げる物を含む製剤その他の物（含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く）

エ 製造許可物質を含む製剤その他の物で厚生労働省令で定めるもの

(2) ラベル・SDS対象物質の削除

(1)の改正により現在のラベル・SDS対象物質から除外される7物質について、(1)の改正に先立ってラベル・SDS対象物質から削除する。

(3) その他所要の改正を行う。

2. 公布日等

公布日：令和5年8月30日 施行日：令和7年4月1日（1（2）及び（3）の規定は公布日）

(1) 1（1）の改正によりラベル・SDS対象物質に追加される物質のうち、有害性区分の低いものについては、令和8年4月1日からラベル・SDS対象物質に追加する。

(2) 新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質について、施行日において現に存するものについては、追加後1年間はラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しない。

○リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

- ① 労働者がばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。
 - i 代替物等の使用
 - ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
 - iii 作業の方法の改善
 - iv 有効な呼吸用保護具の使用
- ② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

(2) (1) に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

- (1) に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、①労働者の意見を聴く機会を設けることとし、②記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの※については30年間）保存することとする。

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

- (1) ①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

○リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

※ がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

○皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：**義務**

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：**努力義務**

皮膚等障害化学物質（令和5年8月4日時点）

皮膚刺激性有害物質	皮膚吸収性有害物質
国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで <u>区分1に分類</u> されている物質	皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物質
868物質 （おおむねCAS番号ベース）	296物質 （通達上） 320物質 （CAS番号ベース）

○皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について

（令和5年7月4日付け基発0704第1号、令和5年11月9日付け基発1109第1号による改正後）

物質のリスト→ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001165500.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001164701.xlsx>

保護手袋の選択方法(皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル(R6.2))

- ① 作業分類、作業時間により、使用可能な耐透過性クラスを選択
- ② 取り扱う物質に応じ、①の耐透過性クラスを満たす材質及び厚さを選択 (混合物の場合は、全ての物質を考慮)

手順2(化学防護手袋のスクリーニング①) →詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

- スクリーニング手順①：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。
- スクリーニング手順②：①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表(抜粋)】：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

横断分類番号	CAS登録番号	物質名称	材料	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム	ブチルゴム	...	多層フィルム(LLDPE)	多層フィルム(EVOH)
			厚さ(mm)	0.1	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.062	0.06
316,442	100-02-7	パーチロジノール		○	○	○	○	○	○	○	○
502	10025-67-9	一酸化炭素		×	×	×	×	×	×	×	×
480	10025-78-2	トリクロロエタン		×	×	△	△	×	×	○	-
360	10025-87-3	酸化水素(水素)		×	×	×	×	×	×	○	-

手順3(化学防護手袋のスクリーニング②) →詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく)	作業分類1	作業分類2	作業分類3
	接触が大きい作業※2	接触が限られている作業※2	接触しない想定される作業※3
◎ 耐透過性クラス5、6 ○ 耐透過性クラス3、4 △ 耐透過性クラス1、2 ※1：なお、「使用可能な耐透過性クラス」は幅で記載されているため、作業時間と破過時間で差異がある可能性がある。	手を浸漬するなど 手や腕全体 が化学物質に触れる作業やウエスで拭きとる等で 手のひら全体 が化学物質に触れる作業等、 化学物質に触れる面積が大きい作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。	作業分類1以外で、 指先に 化学物質に触れる作業や 飛沫により液滴が手に触れる作業等 、 手の一部が化学物質に触れる作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。	化学物質を取り扱うが、 化学物質に触れることは通常想定されない作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、 飛沫等がかかるおそれがある作業 。 本分類では 化学物質に触れた際にはその時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換する 。
作業時間	240分超	◎ ○	◎ ○ △
60分超 240分以下	◎ ○	◎ ○ △	◎ ○ △
60分以下	◎ ○ △	◎ ○ △	◎ ○ △

※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。
 ※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

【混合物の選択例1：耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	耐透過性能									
			ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム(ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニルアルコール(PVA)	バイトン/ブチルゴム	多層フィルム(LLDPE)	多層フィルム(EVOH)
		厚さ(mm)	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18*0.13	-	0.3	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム(Ⅲ)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1330-20-7	キシレン		×	△	-	×	△	×	○	○	○	○
149-57-5	2-エチルヘキサン酸		○	○	○	△	○	○	△	○	○	-
75-07-0	アセトアルデヒド		×	×	×	×	○	×	△	△	○	-
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル		○	○	○	△	○	△	○	○	○	○
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム		○	○	○	×	○	△	-	○	-	-

混合物中の化学物質に対する耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する。

混合物に対して、全ての物質に対して耐透過性能を示す材料を選択する。

- 具体的な化学防護手袋の選択の例を示す。
- ✓ 全て△以上の耐透過性を有する**ブチルゴム(0.35mm)**もしくは**バイトン/ブチル(0.3mm)**の材料の手袋を使用。
- ✓ △でよいかどうかは、手順3の表で確認する。

【混合物の選択例2：いずれも透過しないよう複数の手袋を重ねて選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	耐透過性能									
			ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム(ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニルアルコール(PVA)	バイトン/ブチルゴム	多層フィルム(LLDPE)	多層フィルム(EVOH)
		厚さ(mm)	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18*0.13	-	0.3	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム(Ⅲ)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1330-20-7	キシレン		×	△	-	×	△	×	○	○	○	○
149-57-5	2-エチルヘキサン酸		○	○	○	△	○	○	△	○	○	-
75-07-0	アセトアルデヒド		×	×	×	×	○	×	△	△	○	-
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル		○	○	○	△	○	△	○	○	○	○
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム		○	○	○	×	○	△	-	○	-	-

混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう複数の材料を選択する。

作業時間、作業分類から必要な耐透過性能に応じて材料を選択する。

○衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会における付議事項に以下の事項（1-2（1）及び1-8（1）関係）を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける（※）。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 1-2（1）②の濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を1-2（1）②の濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

（※）衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならないこととする。

○がん等の遅発性疾病の把握の強化

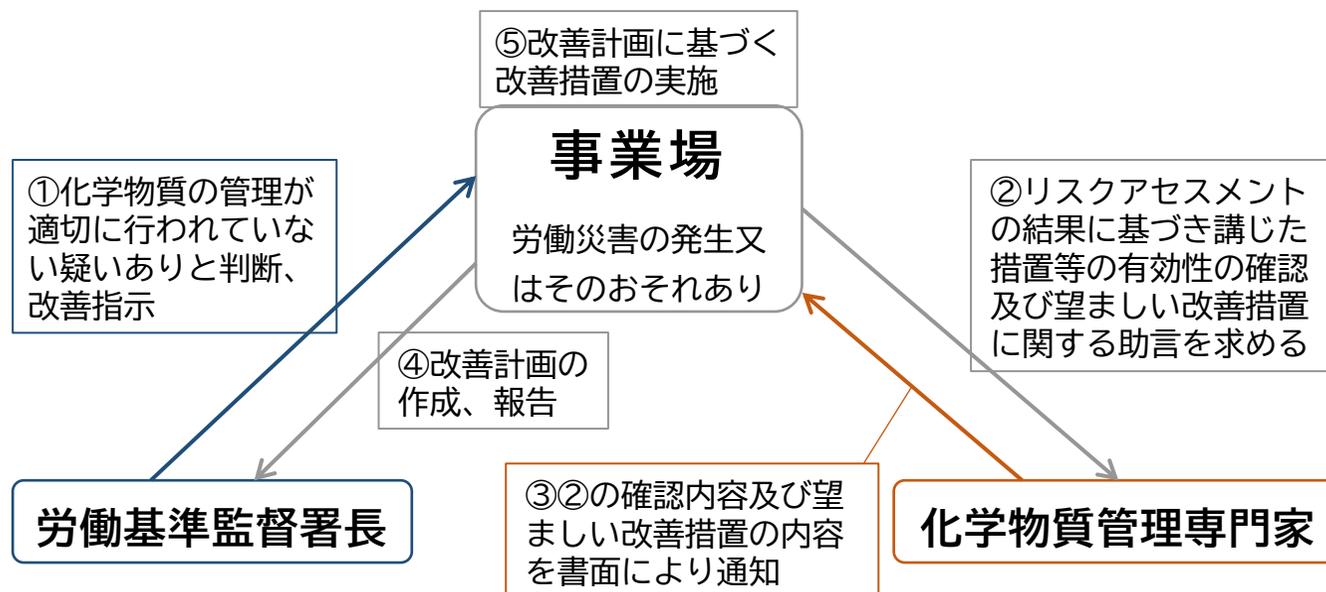
化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこととする。

○リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

○化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- ・労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することとする。
- ・改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（※化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、一月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならないこととする。



○リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

（1）リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- ・リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
- ・濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
- ・上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に係る健康診断については**30年間**）保存することとする。

（2）がん原性物質の作業記録の保存

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**することとする。

○労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）の改正

- ・化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等の省令改正事項を反映する。
- ・リスクの見積りの方法として、標準的な作業についてリスクアセスメントを実施しその結果に基づく措置が取りまとめられたマニュアル等がある場合に、当該マニュアルに従っていることを確認する方法を追加するなど、別途定める「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の内容を反映する。 など

○化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメント対象物※を製造、取扱い又は譲渡提供する事業場（業種・規模要件なし）
※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する
※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

※リスクアセスメント対象物
労働安全衛生法第57条の3で
リスクアセスメントの実施が義務付けられている危険有害物質

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者
 - ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習※の修了者
 - ・上記以外の事業場 → 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

(3) 職務

（※：専門的講習の内容は、厚生労働大臣告示で示す）

1. ラベル・SDS(安全データシート)の確認、化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 各種記録の作成・保存
4. 労働者への周知、教育
5. ラベル表示、SDSの通知
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4、5のみ

○保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は保護具の管理に関する教育を受講した者

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

(3) 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関する事 ②労働者の保護具の適正な使用に関する事 ③保護具の保守管理に関する事	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関する事 ②労働者の保護具の適正な使用に関する事 ③保護具の保守管理に関する事	1時間

○雇入れ時等教育の拡充

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該省略規定を廃止する。

→ 危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

《現行制度》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

以下の業種以外の業種では、1～4の項目は省略可だったが、R6.4.1以降省略不可

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事
3. 作業手順に関する事
4. 作業開始時の点検に関する事
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関する事
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関する事
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

- 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

○職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

- 食料品製造業 ※ 食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象。
- 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

○ SDS等による通知方法の柔軟化

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができることとする。

(改正前)

- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法
(磁気ディスクの交付、
FAX送信など)



(改正後) 事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能とする。

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

○ 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容を通知(※)することとする。

5年以内ごとに1回、記載
内容の変更の要否を確認



変更があるときは、
確認後1年以内に更新



変更をしたときは、
SDS通知先に対し、変更内容を通知

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新及び通知を努力義務とする。

○ SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化

- ・ SDSに係る通知事項として、新たに「(譲渡提供時に)想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加する。

※ SDSの記載に当たっては、保護具について、想定される用途(推奨用途)での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載してください。

- ・ SDSに係る通知事項の一つである「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、原則として重量パーセントの記載を求めることとする。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

- ・ 成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合に、営業上の秘密を保持しつつ必要な情報を通知するための通知方法について追加の規定を設ける。

営業上の秘密に該当する場合の含有量の通知の特例

41

改正の趣旨

労働安全衛生法第57条の2第1項の規定によるSDSの交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、安衛則第34条の2の6により重量パーセントを通知しなければならないとされているところ、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書（令和3年7月19日公表）において、「当該情報が営業上の秘密に当たる場合は、その旨を明記した上で、当該成分及び含有量に係る記載の省略ができるように見直す。ただし、特化則等の適用対象物質については省略を認めない。」こととする旨が提言されている。これらを踏まえ、法の規定の範囲内で、営業上の秘密を保持しつつ、必要な情報を通知するため、SDS等による成分の含有量の通知方法について、必要な改正を行ったもの。

改正の概要

SDSの交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、〔1,4-ジクロロ-2-ブテン、鉛、1,3-ブタジエン、1,3-プロパンスルトン、硫酸ジエチル、安衛令別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物、令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛及び令別表第6の2に掲げる物〕以外の物であって、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもって行うことができることとする。なお、この場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者から求めがあるときには、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならないこととする。

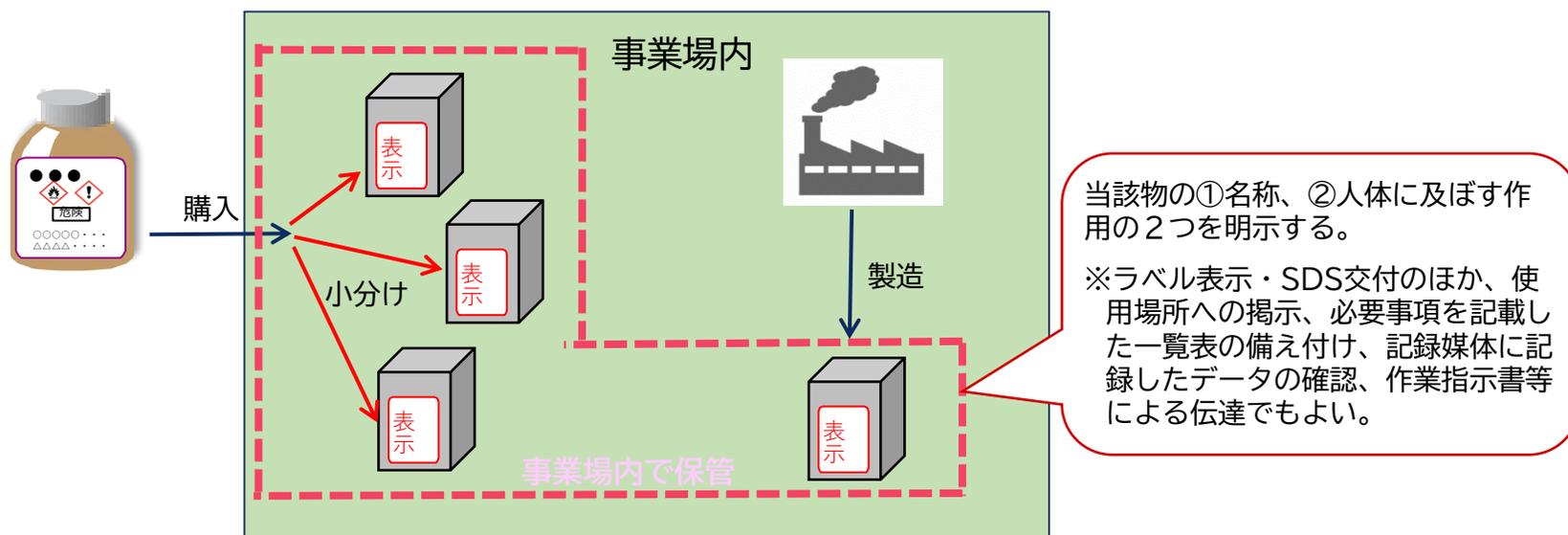
3. 公布日等

- (1) 公布日：令和5年4月24日（令和5年厚生労働省令第70号）
- (2) 施行日：令和6年4月1日

○化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正
- ・ 事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
 - ・ 労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

注文者の安全情報提供義務の範囲の拡大

○注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

安衛法第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を以下のとおり拡大する。

(現行)

- ・化学設備（危険物の製造・取扱設備）
- ・特定化学設備（特定第2類物質・第3類物質の製造・取扱設備）



対象拡大

(改正後)下線部の追加

- ・化学設備(危険物製造・取扱設備)
- ・通知対象物(労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質)の製造・取扱設備(現行の特定化学設備を含む)

- ・ 化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規則※¹について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができることとする。

<認定の主な要件>

- ① 専属の化学物質管理専門家※²が配置され、次の事項を管理
 - イ 特定の化学物質に係るリスクアセスメントの実施
 - ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他必要な措置の内容及びその実施
- ② 過去3年間に、各特別規則の化学物質等による死亡又は休業4日以上の労働災害が発生していない
- ③ 過去3年間に、各特別規則の作業環境測定の結果が全て第一管理区分
- ④ 過去3年間に、各特別規則の特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいない
(粉じん則では、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はより上位の区分に決定された者がいないこと。)
- ⑤ 過去3年間に、1回以上、実施したリスクアセスメントについて、当該事業場に属さない化学物質管理専門家※²による評価を受け、特定の化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること
- ⑥ 過去3年間に、事業者が当該事業場について労働安全衛生法及びこれに基づく命令の違反なし

<認定の更新>

認定は、3年ごとに**更新**。

(※1) 所轄都道府県労働局長の認定は、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の各省令ごとに別々に行う。

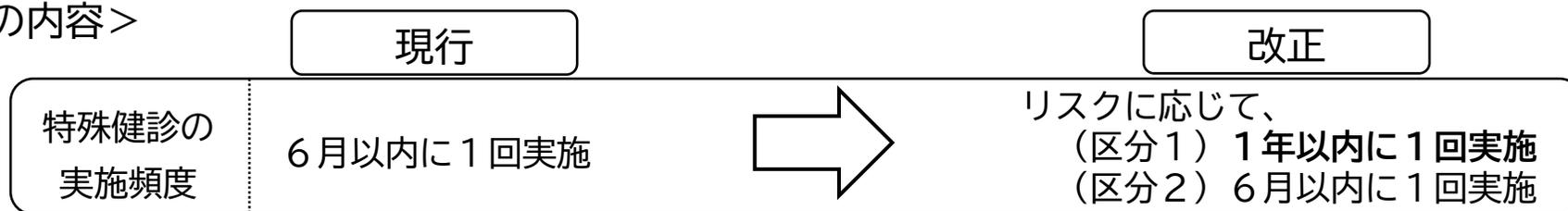
(※2) 化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示のとおり。

- ・ 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）に登録し、5年以上化学物質の管理（粉じん則では粉じんの管理）に係る実務経験
- ・ 衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験
- ・ 作業環境測定士として6年以上実務経験を有し、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了
- ・ その他上記と同等以上の知識・経験（オキユペイシヨナル・ハイジニスト有資格者等）

特殊健康診断の実施頻度の緩和

- 有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できることとする。

<改正の内容>

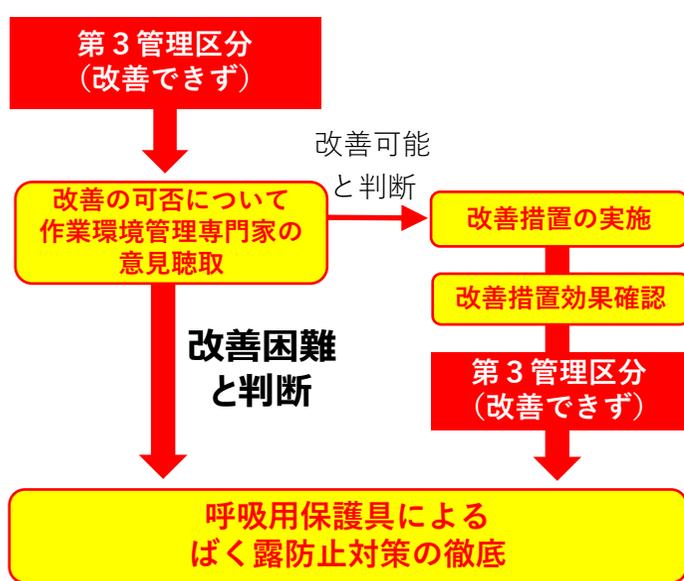


要件	実施頻度
以下のいずれも満たす場合（区分1） ①当該労働者が作業する単位作業場所において、 直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分 （※四アルキル鉛を除く*。） ② 直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がない ③直近の健康診断実施日以降、 ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がない	次回は 1年以内に1回 （実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）
上記以外(区分2)	次回は6月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

*四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用することとする。



(1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- ①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家^{※1}の意見を聴くこと。
- ②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

(2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

- ①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定^{※2}を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用^{※3}させること。
- ②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認^{※4}すること。
- ③保護具着用管理責任者^{※5}を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導(呼吸用保護具に関する事項に限る。)等を担当させること。
- ④(1)①の作業環境管理専門家の意見の概要及び(1)②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署長に届出を提出すること。

(3) (2) の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による特定化学物質等の濃度測定^{※2}を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用^{※3}させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認^{※4}すること。

(4) その他

個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間（粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間）保存すること。

(5) 作業環境測定

(3) ①の個人サンプリング測定等による特定化学物質等の濃度測定^{※2}を行う第三管理区分に区分された場所については、作業環境測定を行うことを要しない。

※1：作業環境管理専門家の要件は、

- ① 化学物質管理専門家としての要件を有する者、
- ② 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）又は労働安全コンサルタント（化学）の登録を受け、3年以上化学物質の管理に係る実務経験を有する者、
- ③ 衛生工学衛生管理者として6年以上実務経験を有する者、作業環境測定士として6年以上実務経験を有する者、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者。

※2、3、4：令和4年厚生労働省告示第341号「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」

※5：保護具着用管理責任者の要件は、衛生管理者等の一定の経験及び知識を有する者（詳細は施行通達）。

作業環境が第三管理区分の事業場の措置義務

	特化則	有機則	鉛則	粉じん則
濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境測定 〔個人サンプリング法※1が原則。ただし、個人サンプリング法が不可の物質はAB測定※2を実施。〕 又は ・個人ばく露測定※3 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境測定 〔個人サンプリング法※1が原則。ただし、個人サンプリング法が不可の物質はAB測定※2を実施。〕 又は ・個人ばく露測定※3 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境測定 (個人サンプリング法※1) 又は ・個人ばく露測定※3 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境測定 (AB測定※2) 又は ・個人ばく露測定※3
測定対象物質	<ul style="list-style-type: none"> ・個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともにベリリウムおよびその化合物他12物質(低管理濃度特化物) ・AB測定は低管理濃度特化物以外の特化物 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人サンプリング法は塗装作業等の発散源の場所が一定しない作業で用いる有機溶剤等 ・AB測定は個人サンプリング法対象作業以外の作業での有機溶剤等 ・個人ばく露測定は全ての有機溶剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともに鉛 	<ul style="list-style-type: none"> ・AB測定及び個人ばく露測定ともに全ての粉じん
呼吸用保護具の選択	使用する呼吸用保護具は要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。			
	$PF_r = C / C_o$	PF_r : 要求防護係数 C : 濃度の測定の結果得られた値※4 C _o : 作業環境評価基準で定める物質別の管理濃度		$PF_r = C / C_o$ $C_o = 3.0 / (1.19Q + 1)$ Q : 遊離けい酸含有率
呼吸用保護具の装着確認	JIS T8150に定める方法(フィットテスト)により求めたフィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する。			
	$FF = C_{out} / C_{in}$	FF : フィットファクタ(労働者の顔面と呼吸用保護具の面体との密着の程度を表す係数) C _{out} : 呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度 C _{in} : 呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度 要求フィットファクタ: 全面形面体呼吸用保護具は500、半面形面体呼吸用保護具は100		

※1:労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定(C・D測定ともいう)。D測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う個人サンプリング法による作業環境測定。

※2:A測定は、測定場所の床面上に引いた等間隔の縦横線の交点で行う作業環境測定。B測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う作業環境測定。

※3:労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者個人のばく露(労働者の呼吸域の濃度)を測定する方法。

※4:作業環境測定の場合は、第一評価値又はB測定若しくはD測定の測定値のうち高い値。個人ばく露測定の場合は、測定値の最大値とする(第一評価値とは、単位作業場所におけるすべての測定点の作業時間における濃度の実現値のうち、高濃度側から5%に相当する濃度の推定値)。

改正省令で定められた内容に関するスタッフの役割(まとめ)

	事業者	化学物質管理者	その他	
化学物質管理体制の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	○	○	
	ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	○	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 （健康障害を起こすおそれのある物質関係）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	衛生委員会付議事項の追加	○		
	化学物質によるがんの把握強化	○	○	産業医等
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	○	○	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	○	○	化学物質管理専門家（社内又は社外）
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	○		産業医等
	がん原性物質の作業記録の保存	○	○	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化	○		
	雇入れ時等教育の拡充	○		
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	○		
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	○	○	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	○	○	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化	○	○	
	事業場内別容器保管時の措置の強化	○	○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	○		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	○	○	化学物質管理専門家（社内及び社外）	
特殊健康診断の実施頻度の緩和	○		産業医等	
第三管理区分事業場の措置強化	○	○	作業環境管理専門家（社外）、保護具着用管理責任者、作業主任者	

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号）において、有害物の有害性等（保護具の使用が義務付けられている作業場においては、有効な呼吸用保護具を使用する旨及び使用すべき保護具を含む。以下同じ。）に関する揭示義務の対象物質の拡大及び揭示内容の見直し等を行ったところである。

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）における有害性等の揭示の対象物質については、特定化学物質のうち、特化則第38条の3に規定する特別管理物質に限定されている。このため、有害性等に関する揭示の対象物質を全ての特定化学物質とすることとし、特化則の揭示の規定について、所要の改正を行う。
- 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第24条第1項の揭示方法等について、最新のデジタル技術等を活用するため、揭示の方法を限定しないこととし、同条第2項について所要の改正を行い、併せて有機溶剤中毒予防規則第二十四条第一項の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法（昭和47年労働省告示第123号）を廃止する。

※このような規定は、有機則のみにしかない。

2. 改正の概要

- (1) 特化則第38条の3において有害性等の揭示の対象物質を全ての特定化学物質とすることとする。
- (2) 有機則第24条第2項を削除する。

3. 公布日等

- (1) 公布日：令和5年4月21日（令和5年厚生労働省令第69号）
- (2) 施行日：令和5年10月1日（2（2）は公布日）

特定化学物質の有害性等の揭示対象物の拡大等②

令和5年4月～

特定化学物質の製造・取扱い作業場所

※「特別管理物質以外の特定化学物質(31物質)」
の製造・取扱い作業場所は揭示義務なし

うち特別管理物質
製造取扱い作業場所

※特別管理物質44物質

+ 揭示内容
・ 保護具を使用
しなければなら
ない旨

うち保護具の使
用義務作業場所

揭示内容

- ・ 物質の名称
- ・ 生ずるおそれのある疾病、症状
- ・ 取扱い上の注意
- ・ 使用すべき保護具

令和5年10月～

特定化学物質の製造・取扱い作業場所

揭示内容

- ・ 物質の名称
- ・ 生ずるおそれのある疾病・症状
- ・ 取扱い上の注意

うち特別管理物質
製造取扱い作業場所

うち保護具の使
用義務作業場所

+ 揭示内容

- ・ 保護具を使用しなけれ
ばならない旨

+ 揭示内容

- ・ 使用すべき保護具

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について(厚生労働省ポータルページ)

URL→ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

1. 新たな規制の概要

2. 本改正の主なポイント

3. 関係法令

- ① 改正政令及び改正省令(令和4年2月24日公布)
- ② 改正省令(令和4年5月31日公布)、ほか
- ③ 告示、公示

4. 関係通達等

- ① 改正政省令の施行通達
- ② 改正省令等の施行通達、ほか
- ③ 告示の施行通達、公示の施行通達
- ④ 関係通達

5. 報道発表資料

6. パブリックコメントで寄せられたご意見等について

7. 対象物質の一覧

8. よくあるお問合せ

9. 参考資料

10. テキスト、動画、マニュアル

11. 制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

12. 職場における新たな化学物質管理規制に関する特設サイトのご案内

厚生労働省ウェブサイトのトップページから

→バナー「テーマ別に探す」の「雇用・労働」政策分野から「**労働基準**」をクリック

→「重要なお知らせ」の「安全衛生」分野から

「**化学物質による労働災害防止のための新たな規制について**」をクリック

※見直し中です※

電話、メール等による相談窓口を設置

- ・ 職場で使用する化学物質のラベルCREATE-SIMPLEやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法、(簡易なリスクアセスメント支援ツール) の使用方法
- ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

TEL: 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

E-mail: soudan@technohill.co.jp

受付時間: 平日10:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00 を除く)

令和6年4月1日から令和7年3月18日まで(土日祝日、国民の休日、12/29~1/3を除く。)

令和6年度委託先:テクノヒル株式会社

「ケミガイド」職場における新たな化学物質管理規制に関する特設サイト

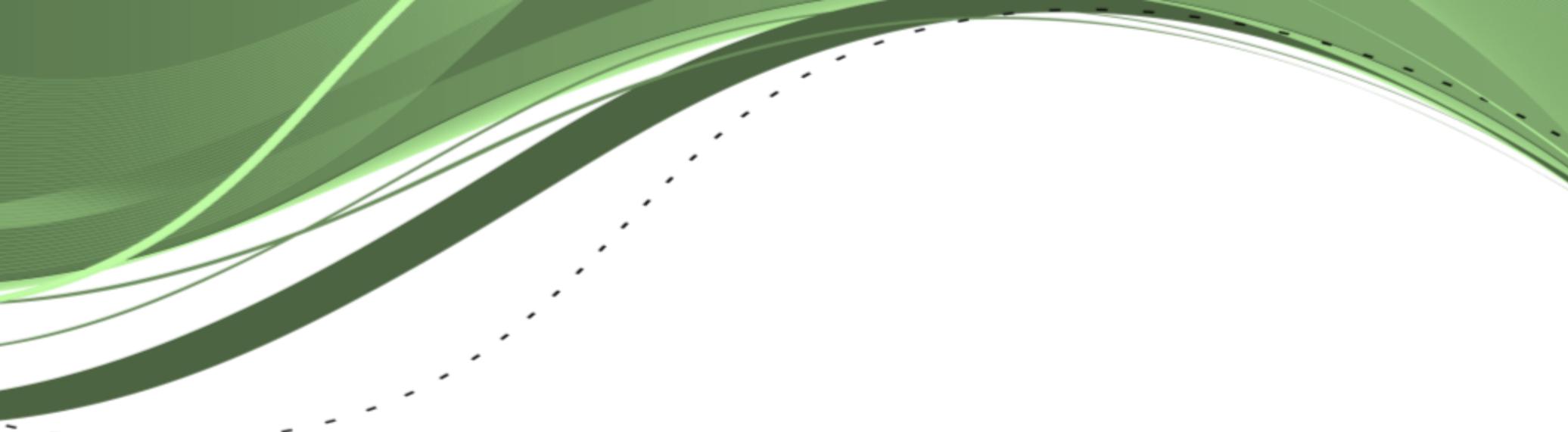
- ・ 法令改正の背景
 - ・ 主な労働災害事例
 - ・ ケミサポ(職場の化学物質管理総合サイト)のご紹介
- などを掲載しています。

URL→ <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

54

●掲載先／■主体	概要(掲載情報)
●職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) ■厚生労働省	✓ CREATE-SIMPLE(クリエイト・シンプル)(簡易なリスクアセスメント支援ツール)
	✓ 化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング) ・液体等取扱作業(粉じん作業を除く) ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業
	✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
	✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール
	✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール ※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能(一定の専門知識を要する)。
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●ECETOC-TRA サイト ■欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)	✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール(ECETOC-TRA)。EXCELファイル(英語版)をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 (一社)日本化学工業協会が日本語版を提供(会員又は有料利用))
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●EMKG Software 2.2 ■The Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)	✓ 独安衛研(BAuA:Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin)が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール(英語版) ✓ EMKG-EXPO-TOOL(EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出)



1

化学物質をめぐる動向

2

化学物質のリスクに関する基礎

3

化学物質管理の法令体系

4

化学物質管理の各条文・規則

5

最近のトピックス

1. 趣旨

- 職場における化学物質管理については、国の定める基準等の範囲内で、リスクアセスメントの結果等に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者が適切に実施すること（自律的管理）を基軸とする新たな規制が令和6年4月以降、順次施行。
- 新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は、令和8年4月までに順次、約3,000物質程度まで拡大され、対策を講ずべき事業場の範囲もこれまで取り組みを行ってきた製造業等の事業場のみならず、第3次産業を含めて大幅に拡大。
- 新たな規制では、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う事業場全てを対象に、化学物質を管理させる必要があり、これまで化学物質管理の経験の少ない中小零細事業場にも、新たな化学物質規制を広く浸透させる必要がある。
- 国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）」（令和5年9月）において、多様な分野における多様な主体によるライフサイクルを通じた化学物質管理が求められており、環境と労働分野が連携し相乗効果を高めていく観点から、環境省においても、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進すること等により、環境の保全上の支障の未然防止を図っている。
- このような背景を踏まえ、厚生労働省と環境省、経済産業省が連携し、令和6年度を初年度とし、毎年2月に化学物質管理強調月間を展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図る。

2. 実施時期

毎年2月1日～2月28日（令和7年2月を第1回とする。）

3. 枠組み

- ・ 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会
- ・ 協力連携者 環境省、経済産業省
- ・ 協賛者・協力者 災害防止団体、関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体
- ・ 実施者 各事業場

リスコミを実施

- ・ R07.2.7 東京会場
- ・ R07.2.20 大阪会場

業種別マニュアルの作成①

- 効果的な化学物質管理を実現するため、2種類のコンテンツを作成する。
- 対象は「これまで化学物質管理に関する馴染みがない」「化学物質管理の知見が少ない」事業者（＝中小企業や、化学工業以外の企業が主なターゲット）
- 業種：塗料、接着剤、洗浄剤（食品関連）、洗浄剤（ビルメンテナンス業）の4種類

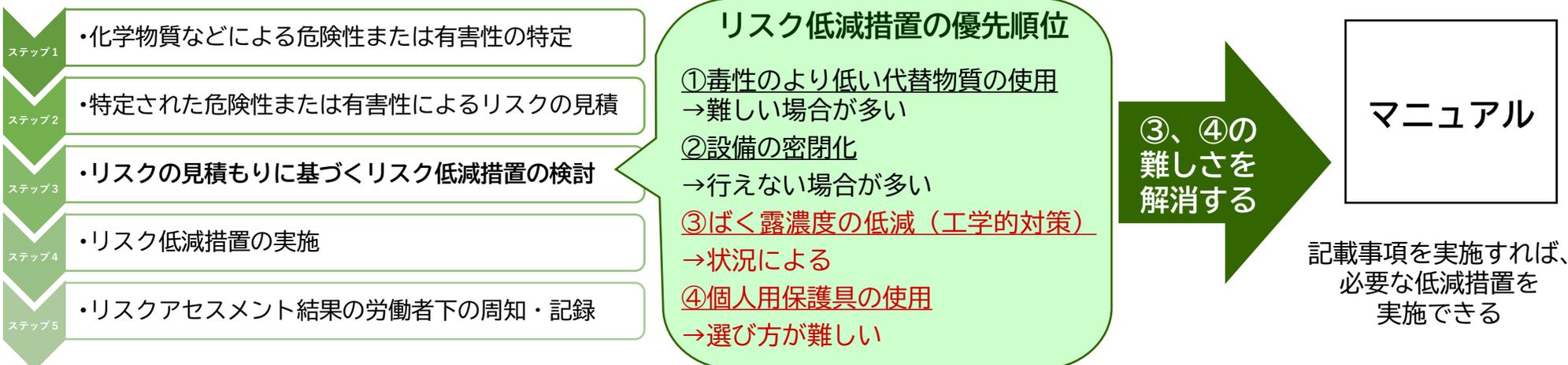
	マニュアル	教材
作成目的	典型的な作業に対して、予め実施した濃度測定結果等に基づき具体的な実施事項を列挙することで、作業ごとに濃度測定等を行うことなくリスクアセスメント及びリスク低減措置を実施できるツール	事業場の化学物質管理に向けた取組みを促すことを目的に、化学物質管理の必要性や規制内容の周知・広報に資するテキスト
使用者	化学物質管理者 保護具着用責任者 現場作業員	化学物質管理者 保護具着用管理責任者

マニュアルの作成目的・位置づけ

- 作業条件や環境が毎回異なる作業、非定常的な作業、事業者の対策が見過ごされている作業などに特に注目し、これら作業でリスク低減措置が適切に実施されることを目的に作成する。
- マニュアルは典型的な作業に対して、予め実施した濃度測定結果等に基づき具体的な実施事項を列挙することで、作業ごとに濃度測定等を行うことなくリスクアセスメント及びリスク低減措置を実施ツールとする。
- マニュアルは化学物質のリスクアセスメントのうち、リスク低減措置の検討におけるばく露濃度の低減（工学的対策）や個人用保護具の選択について、サポートを行うものと位置付ける。

リスクアセスメント一連の流れにおける本マニュアルの位置づけ

リスクアセスメント：使用する化学物質の危険性や有害性を特定し、リスクを見積り、優先度を設定し、リスク低減措置を決定する一連の手順



業種別マニュアルの例

- これまで、建設業における、スラリー状のコンクリートを使用する作業、セメント系粉体取扱い作業、ドア塗装等有機溶剤取扱い作業などに係る化学物質リスク管理マニュアルを作成（令和6年3月、改訂版8月）。
- 令和6年度は、洗剤・洗浄剤、塗料、接着剤を使用する作業について、業種別マニュアルを作成予定。

ドア塗装等有機溶剤取扱い作業 リスク管理マニュアル

作業		取扱い会社名		元請会社名				
製品名	メーカー	作業内容		作業期間				
化学物質管理者	選任日	保護具着用管理責任者		選任日				
化学物質名	※表紙のチェック欄にチェックする。							
発がん物質（特別管理物質又はがん原性物質）の有無	【吸気缶】・吸気缶は、開封後数日使用する場合も最大で5日間までである。（メタノールを含む製品を使用した場合は、再利用してはならない。） 【防護手袋】・使用後は取扱説明書に従い、密閉容器に入れ、暗所で保管する。 ・使用する手袋は、化学防護手袋とする。選定した化学防護手袋の耐透過性クラスを確認する。							
危険性	<ul style="list-style-type: none"> ○燃えやすい液体。蒸気が滞留すると爆発のおそれがある。 ○塗料が乾く、清掃等に使用したウエスなどは、空気中で酸化し、発熱、蓄熱すると自然発火するおそれがある。 		(1)換気 (2)マスク (3)防護手袋を使用する作業 					
有害性	<ul style="list-style-type: none"> ○アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。 ○蒸気を吸入すると、アレルギー喘息または呼吸器困難をおこすおそれがある。 ○発がん性のおそれがある。 ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、臓器、中枢神経系への障害、②生殖能力や胎児への悪影響のおそれがある。 		【リスク低減対策】 					
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○吸入によりめまいや頭痛等の異常がある場合、速やかに現場から運び出し、医師の診断を受ける。 ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流し。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清潔な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。 		その他注意事項 1 酸素欠乏危険場所（密閉空間、地下室等）での作業においては、自給式呼吸器を使用すること。 2 ウレタン・エポキシ樹脂を含む製品には、皮膚感受性、呼吸器感受性があるインソレート類が含まれている場合もあるので、保護具の着用に留意する。					
作業内容		作業内容・製品に応じた呼吸用保護具	作業内容	防護手袋	保護眼鏡	保護衣	保護靴	記録欄
A	刷毛の洗浄材料の攪拌（飛沫）	防毒マスク（有機ガス用）を使用する。 ※臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸気缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸気缶を再利用してはならない。）	A	・ニトリルゴム製の手袋を使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）	側板（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。	皮膚が露出しない服を使用する（夏季においては、熱中症対策が必要）	安全靴を使用する。	異常の記録（保護具忘れ、ごぼした、眼に入ったなど） 応急処置の記録等 各作業員全員確認サイン
B	スプレー塗装	全面形体防じん機能付防毒マスクを推奨する。 ※臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸気缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸気缶を再利用してはならない。）	B	・ただし、洗浄液の中に手を入れる場合は多層フィルムを下にニトリルゴム製を上重ねて使用する。	上向き作業の場合は側板（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。			
C	刷毛、ローラーでの塗装（接触）	狭い場所、地下室での作業、ⓐが含まれる溶剤を使用する場合は、防毒マスク（有機ガス用）を使用する。 ※臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸気缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸気缶を再利用してはならない。）	C	・ニトリルゴム製の手袋を使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）				
D	だめ直し等少量の溶剤を使用する塗装（接触）	※臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸気缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸気缶を再利用してはならない。）	D					
保護具着用管理責任者（前日までに記入）		△①②③を記載	選択したマスクを記載	選択したものを記載	選択したものを記載			
従事する作業内容（当日記入）		△①②③を記載	実際に使用したものを記載	実際に使用したものを記載	実際に使用したものを記載			元請確認

<例：建設業リスク管理マニュアル>

対象作業を実際に行う際に使用する製品や、含まれる化学物質名等を化学物質管理者が記載

対象作業で主に使用する製品に含まれる化学物質の危険性・有害性

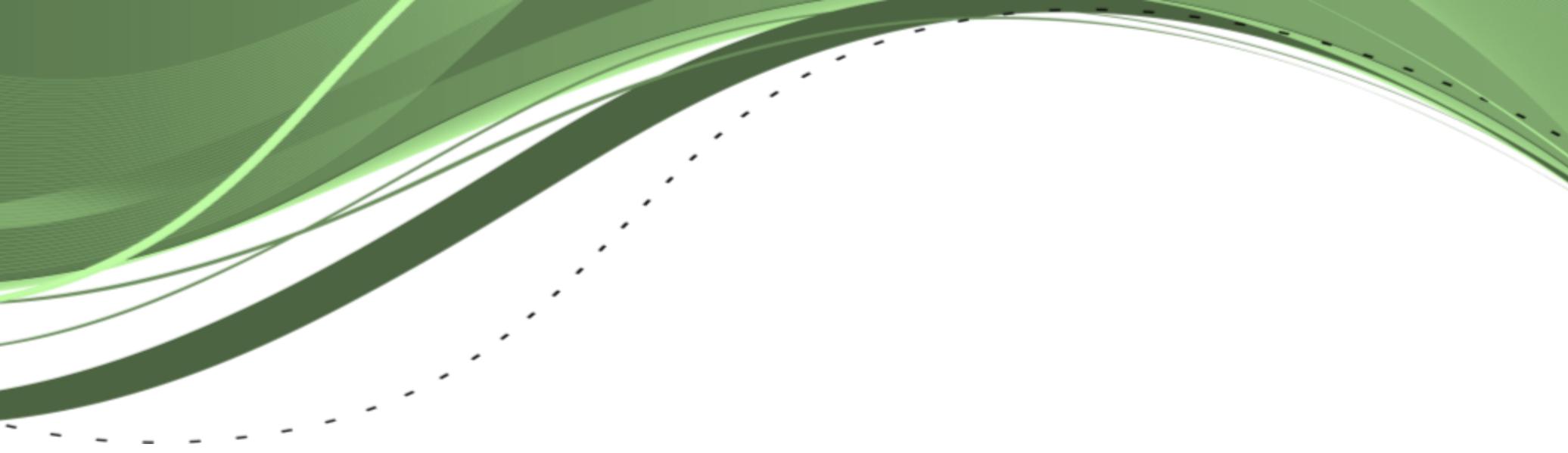
対象作業のリスク低減対策

対象作業を構成する個別の作業ごとで使用する保護具

実際に使用する保護具等を保護具着用管理責任者等が記載、実際の作業の記録を職長等が記載

⇒ 作業記録としても活用可能

*④有機溶剤中毒予防規則の適用物質
 ※特定化学物質障害予防規則適用物質
 ③皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行）及び特別規則に基づく不透過性の保護具等の使用義務物質リストに記載されている物質



參考資料

告示概要

化学物質管理専門家は、次の①～④のいずれかに該当する者とする。

- ① 労働安全衛生法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学）に合格し、安衛法第84条第1項の労働衛生コンサルタントの登録を受けた者で、5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験を有するもの
- ② 衛生工学衛生管理者免許を受けた者であって、その後8年以上安衛法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの
- ③ 作業環境測定士の登録を受けた者で、その後6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの
- ④ その他、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
(告示施行通達（令和4年9月7日付け基発0907第1号）で定める事項)
 - ・ 労働安全コンサルタント（化学）であって、5年以上化学物質に係るコンサルタント業務の経験のある者
 - ・ 日本労働安全衛生コンサルタント会の「生涯研修制度」のCIH労働衛生コンサルタント
 - ・ 日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト
 - ・ 国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト又はインダストリアルハイジニスト等資格者
 - ・ 日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクター
 - ・ 中央労働災害防止協会の衛生管理士（労働衛生工学の労働衛生コンサルタントに限る）であって、5年以上中災防の業務又は化学物質の管理に係る業務の経験のある者

化学物質管理者講習①（大臣告示）

化学物質管理者講習告示概要①

- 講習は、講義及び実習により行うものとする。
- 講習は、それぞれの科目を適切に行うために必要な能力を有する講師により行うものとする。
- 講習のうち講義は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について、同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	2時間30分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	3時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等 その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	2時間
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30分
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

化学物質管理者講習②（大臣告示）

化学物質管理者講習告示概要②

○ 講習のうち実習は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、同表の中欄に掲げる内容について、同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録 保護具の選択及び使用	3時間

○ 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に掲げる科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	科目
・有機溶剤作業主任者技能講習 ・鉛作業主任者技能講習 ・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 の講習を全て修了した者	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
第一種衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果 に基づく措置等その他必要な記録等

施行期日等

告示名：労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習
(令和4年厚生労働省告示第276号)

施行期日：令和6年4月1日

作業環境測定士に対する局長の定める講習

- ① 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条の作業環境測定士の登録を受けた者で、その後6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの

科目	時間
化学物質等のばく露評価等	6時間
化学物質等の危険性又は有害性等の調査	4時間
化学物質等の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等	8時間
化学物質の危険性及び有害性の情報並びに表示等	5時間
化学物質等の人体への作用形態とばく露限界等	5時間
有害物質の動態等	5時間

告示の制定の趣旨

厚生労働大臣が定める物及び当該物質に係る濃度の基準を定める。

告示の概要

● 厚生労働大臣が定める物

安衛則第577条の2 第2項の厚生労働大臣が定める物として、アクリル酸エチル等、67物質を定める。

● 厚生労働大臣が定める濃度の基準

- ◆ 安衛則第577条の2 第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）を厚生労働大臣が定める物の種類に応じて定める。
- ◆ この場合、八時間時間加重平均値※1は、八時間濃度基準値を超えてはならず、十五分間時間加重平均値※2は、短時間濃度基準値を超えてはならない。

※1 1日の労働時間のうち8時間のばく露における物の濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値

※2 1日の労働時間のうち物の濃度が最も高くなると思われる15分間のばく露における当該物の濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値

濃度の基準 (抄)

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸エチル	2 ppm	—	イソプレン	3 ppm	—
アクリル酸メチル	2 ppm	—	イソホロン	—	5 ppm
アクロレイン	—	0.1 ppm※	一酸化二窒素	100 ppm	—
アセチルサリチル酸 (別名アスピリン)	5 mg/m ³	—	イプシロン-カプロラクタム	5 mg/m ³	—
アセトアルデヒド	—	10 ppm	エチリデンノルボルネン	2 ppm	4 ppm
アセトニトリル	10 ppm	—	2-エチルヘキサン酸	5 mg/m ³	—
アセトンシアノヒドリン	—	5 ppm	エチレングリコール	10 ppm	50 ppm
アニリン	2 ppm	—	エチレンクロロヒドリン	2 ppm	—
1-アリルオキシ-2,3- エポキシプロパン	1 ppm	—	エピクロロヒドリン	0.5 ppm	—
アルファ-メチルスチレン	10 ppm	—	塩化アリル	1 ppm	—

- この表の中欄及び右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。
- ※の付されている短時間濃度基準値は、15分間時間加重平均値が超えてはならないものであることに加え、努力義務の③の規定の適用の対象となる天井値。

改正の趣旨

- ・ 労働安全衛生法第42条に基づき、法別表第2及び労働安全衛生法施行令第13条第3項において定める機械等は、厚生労働大臣が定める規格等（以下「構造規格」という。）を具備しなければ、譲渡、貸与又は設置（譲渡等）してはならないこととされている。
- ・ さらに、法第44条の2第1項に基づき、法第42条の機械等のうち、法別表第4に掲げる機械等で安衛令第14条の2で定めるものを製造又は輸入する者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う当該機械等の型式についての検定（型式検定）を受けなければならないこととされている。
- ・ これまで防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具（以下「PAPR」という。）についてのみ構造規格が定められ、譲渡等制限及び型式検定の対象とされてきたところ、近年、化学物質によるばく露を防止することを目的とした防毒用の電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、日本産業規格に基づく製品が市場に流通し始めていることから、当該保護具について譲渡等制限及び型式検定の対象とすることとし、必要な規定を整備するため、安衛令及び労働安全衛生法関係手数料令について必要な改正を行う。

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（Powered Air Purifying Respirator for toxic gases）<G-PAPR>

- 主に電動ファン、吸収缶、面体から構成され、環境空気中の有害物質（有害なガス又は蒸気等）を除去した空気を装着者へ供給するろ過式呼吸用保護具。
- 電動ファン付き呼吸用保護具は、面体内が陽圧になるため、面体内に有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易であり作業者の負担が少ない。
（防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するので、面体内は陰圧になる。）
- ・ PAPR : 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
（防じんをろ過材で除去する保護具）
- ・ G-PAPR : 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
（有毒ガス及び有毒ガスと混在する粒子状物質を吸収缶で除去する保護具）

G-PAPRの例



改正の趣旨

- 安衛法第65条において、有害な業務を行う屋内作業場等で、政令で定めるものにおいて、作業環境測定基準に従って必要な作業環境測定を行うことを義務付けるとともに、安衛法第65条の2において、作業環境評価基準に従って当該測定の結果の評価を行うこと等を事業者に義務付けている。
- 作業に従事する労働者の身体に装着した試料捕集機器等を用いる方法（個人サンプリング法）による作業環境測定の適用対象作業場及び適用対象物質を追加するため、作業環境測定基準に所要の改正を行う。

個人サンプリング法による作業環境測定（C・D測定）とは

労働者の身体に装着する試料採取機器（個人サンプラー）等を用いて行う作業環境測定（C・D測定ともいう）。



個人サンプリング法の適用対象物質の拡大(1/2)

1. 改正の概要

- (1) 令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書（令和6年1月31日公表）を踏まえ、次に掲げる化学物質（14物質）を個人サンプリング法による作業環境測定を実施可能な化学物質に加える。
- (2) 一部物質については、試料採取方法と分析方法を追加する。

化学物質の名称	試料採取方法	分析方法	管理濃度
<u>ジクロロベンジジン及びその塩</u>	液体捕集方法	吸光光度分析方法	なし
	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	
<u>塩素化ビフェニル（別名PCB）</u>	液体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	0.01mg/m ³
	固体捕集方法		
	固体捕集方法及びろ過捕集方法		
<u>オルトトリジン及びその塩</u>	液体捕集方法	吸光光度分析方法	なし
	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	
<u>ジアニシジン及びその塩</u>	液体捕集方法	吸光光度分析方法	なし
	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	
<u>アクリルアミド</u>	固体捕集方法及びろ過捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	0.1mg/m ³
<u>塩化ビニル</u>	直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	2ppm
	固体捕集方法		
<u>塩素</u>	液体捕集方法	吸光光度分析方法	0.5ppm
	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	

個人サンプリング法の適用対象物質の拡大(2/2)

化学物質の名称	試料採取方法	分析方法	管理濃度
シアン化カリウム	液体捕集方法	吸光光度分析方法	シアンとして 3mg/m ³
	液体捕集方法及びろ過捕集方法	イオン電極分析方法	
シアン化水素	液体捕集方法	吸光光度分析方法	3ppm
	固体捕集方法		
	液体捕集方法及びろ過捕集方法	イオン電極分析方法	
シアン化ナトリウム	液体捕集方法	吸光光度分析方法	シアンとして 3mg/m ³
	液体捕集方法及びろ過捕集方法	イオン電極分析方法	
1,1-ジメチルヒドラジン	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	0.01ppm
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法	ニッケルとして 0.1mg/m ³
		誘導結合プラズマ質量分析方法	
ニトログリコール	液体捕集方法	吸光光度分析方法	0.05ppm
	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	
パラ-ニトロクロルベンゼン	液体捕集方法	吸光光度分析方法	0.6mg/m ³
		ガスクロマトグラフ分析方法	
	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	

2. 告示日等

(1) 告示日：令和6年4月10日（令和6年厚生労働省告示第187号）

(2) 施行日：令和7年1月1日

1. 改正の趣旨

有機則第2条第1項において、適用の除外の判断のため、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量を用いている。また、有機則第17条第1項においては、全体換気装置に必要な換気量の算定のため、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量を用いている。

消費する有機溶剤等の量は、消費する有機溶剤等を含有する製品の量に、製品の区分に応じ、厚生労働大臣が定める数値（有機溶剤等の量に乗すべき数値（昭和47年労働省告示第122号））を乗じて算定する。厚生労働大臣が定める数値は、それぞれの製品における有機溶剤等の含有率に基づき定めたものであるが、「その他の接着剤」など多数の製品が含まれる区分についても共通の数値を定めている。

今般、技術の進歩により多様な製品が市場に流通し、その製品ごとに有機溶剤の含有率も様々であることから、「その他の接着剤」など、多数の製品が含まれる区分について、共通の含有率を定めることは適当でないため、令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書（令和6年1月31日公表）を踏まえ、製品の有機溶剤等の含有率に応じて個別に数値を設定可能とするよう、所要の改正を行う。

【参考（改正前の告示（抜粋））】

区 分		数 値
接着剤	ゴム系接着剤クリヤー	0.7
	ゴム系接着剤マスチツク	0.4
	(略)	(略)
	その他の接着剤	0.8

2. 改正の概要

有機溶剤等の量に乗すべき数値のうち、「接着剤」のうちの「その他の接着剤」の数値について、「その他の接着剤に含有される有機溶剤の量（当該接着剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値）を当該接着剤の量で除した値」という規定に改める。
同様の改正を「その他の表面加工剤」、「その他のインキ」、「その他の工業用油剤」、「その他の繊維用油剤」、「その他の殺菌剤」、「その他の塗料」、「その他の絶縁用ワニス」についても行う。

【参考（改正後の告示（抜粋））】

	区 分	数 値
接着剤	ゴム系接着剤クリヤー	0.7
	ゴム系接着剤マスチツク	0.4
	(略)	(略)
	その他の接着剤	その他の接着剤に含有される有機溶剤の量（当該接着剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値）を当該接着剤の量で除した値

3. 公布日等

- (1) 公布日：令和6年4月10日（令和6年厚生労働省告示第187号）
- (2) 施行日：令和6年7月1日

個人ばく露測定に係る測定精度の担保等①

～「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめ及び報告書（概要）～

1 検討会の趣旨

今般、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。さらに、化学物質による休業4日以上¹の労働災害（がん等の遅発性²疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数を占めている。これらを踏まえ、従来、特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとしたところである。

この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、2に掲げる事項を検討する。

2 検討事項

- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質のばく露の濃度の基準及びその測定方法
- 労働者への健康障害リスクが高いと認められる化学物質の特定並びにそれら物質の作業環境中の濃度の測定及び評価の基準
- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質に係るばく露防止措置
- その他

3 中間取りまとめ

今般、本検討会は、2に掲げる検討事項のうち、個人ばく露測定に係る測定精度の担保等について、令和5年11月21日に中間的な取りまとめを行うとともに、令和6年1月31日に報告書を公表した。

4 検討会の参集者

(全般に関する事項)	
大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
尾崎 智	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事 環境安全 レスポンス・ケア推進 管掌
小野 真理子	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター 化学物質情報管理部 特任研究員
城内 博	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋 光俊	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長
武林 亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内 博幸	産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 教授
宮本 俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医
最川 隆由	一般社団法人 全国建設業協会 労働委員会 労働問題専門委員 西松建設株式会社 安全環境本部 安全部 担当部長
(毒性に関する事項)	
上野 晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本 俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
宮川 宗之	帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 非常勤講師
(ばく露防止対策に関する事項)	
津田 洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利 一	産業医科大学 名誉教授
山室 堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 上席専門役

個人ばく露測定に係る測定精度の担保等②

～専門家検討会中間取りまとめ及び報告書抜粋①～

基本的考え方

●個人ばく露測定 of 法令上の位置付け

- 作業環境測定においては、測定に専門知識及び技術を要する作業場（指定作業場）における作業環境測定については、作業環境測定士による測定（デザイン（※1）、サンプリング、分析）を義務付け、測定結果の精度を担保している（労働安全衛生法及び作業環境測定法）。
- 一方、個人ばく露測定（※2）においては、指定作業場における測定を含め、測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがない状態である。

※1：測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために当該作業場の諸条件に測定した測定計画をたてること。

※2：労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者のばく露（労働者の呼吸域の濃度）を測定すること。

個人ばく露測定関係の現状の規定

④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（個人ばく露測定を義務付け）

② 環境改善が困難な第三管理区分作業場（個人サンプリング測定等を義務付け）

① 指定作業場（作業環境測定士による作業環境測定が義務）

③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場（リスクアセスメント指針により、リスク見積りのため、個人ばく露測定を行う。）

⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う屋内作業場（濃度基準値を超えるおそれある場合、個人ばく露測定を指針で求めている。）

●精度を担保する仕組み

- 第三管理区分作業場等においては、法令上、個人ばく露測定を行うことを事業者^に義務付けていることから、法令改正により、個人ばく露測定を資格者^にに行わせることを事業者^に新たに義務付けることが適当である。
- 確認測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定については、当面の間、化学物質リスクアセスメント指針及び技術上の指針において、資格者による個人ばく露測定の実施を行政指導として求めるべきである。さらに、今後、必要な法令の整備により、作業環境測定と同様、資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべきである。
- 資格者の要件については、個人ばく露測定を円滑に行う仕組みとするため、共通の要件とすべきである。

個人ばく露測定に係る測定精度の担保等③

～専門家検討会中間取りまとめ及び報告書抜粋②～

75

1. 個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングを行う者の要件等

- 作業環境測定士（第1種・第2種）に、追加講習の受講を求める必要がある。
- 上記の講習は、講習の品質管理の観点から、都道府県労働局長により登録を受けた機関が実施するとともに、修了試験を行うべきである。
- オキュペイショナル・ハイジニストの職務には、個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングが含まれるため、デザイン及びサンプリングを行う資格者として認めることが妥当である。

2. 個人ばく露測定のサンプリングのみを行う者の要件等

- 1に掲げる資格者から指示を受けてサンプリングのみを行う者については、サンプリングの実務に必要な知識に関する講習を受講した者を認めるべきである。
- 上記の講習は、講習の品質管理の観点から、都道府県労働局長により登録を受けた機関が実施すべきである。
- サンプリングのみを行う者は、1に掲げる有資格者からの指示を受けた場合にのみサンプリングを実施できる者であり、単独でサンプリングを実施することはできない。

3. 個人ばく露測定の分析を行う者の要件等

- 第一種作業環境測定士（機関）が最も望ましい。しかし、作業環境測定機関だけでは、分析対応能力が不足する可能性があるため、他法令に基づく測定関係の機関も分析可能とすべきである。
- これらを踏まえ、分析に関する資格者は、測定対象物質の捕集及び分析に必要な試料採取機器及び分析機器を有する者であって、次に該当する者とすべきである。
 - ・ 第一種作業環境測定士
 - ・ 第一種作業環境測定士が所属している作業環境測定機関（第一種作業環境測定士が分析を実施する場合に限る。）
 - ・ 1級分析技能士（所属事業場に係る個人ばく露測定における試料の分析に限る。）

個人ばく露測定に係る測定精度の担保等④

～有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等①～

1. 改正の趣旨

- 令和6年4月1日以降、作業環境測定の結果により第三管理区分に区分された場所について、作業環境管理専門家（※）の意見を聴き、環境の改善が困難と判断された場合等は、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う方法等により有機溶剤等の濃度の測定を行い、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられている。
- ※ 事業場における作業環境の管理について必要な能力を有すると認められる者をいい、当該第三管理区分に区分された場所を有する事業場に属さない者に限る。
- 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき等は、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行い、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられている。
- これらの測定（以下「個人ばく露測定」という。）は、いずれも労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるために、労働者がばく露する有機溶剤等の濃度を評価するためのものであるが、個人ばく露測定を行う者の要件が定められておらず、その測定精度が担保される仕組みとなっていなかった。
- このため、今般、「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」（令和5年11月21日公表）及び「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（令和6年1月31日公表）を踏まえ、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）、特化則及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）に規定する個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を行う者の要件を定める等の所要の改正を行うとともに、当該要件の中で、修了が必要な講習の講習科目の範囲及び時間等を定めた。

個人ばく露測定に係る測定精度の担保等⑤

～有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等②～

2. 改正の概要①

(1) 有機則、鉛則、特化則及び粉じん則の一部改正

個人ばく露測定については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならないことを事業者に義務付けた。

(i) デザイン及びサンプリング

作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第2条第4号に規定する作業環境測定士であって、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了した者又はそれと同等以上の能力を有する者

(ii) サンプリング（（i）のサンプリングのうち、（i）の者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）

（i）の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者

(iii) 分析

個人ばく露測定により測定しようとする化学物質に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であって、次のいずれかに該当するもの

イ 作環法第2条第5号に規定する第一種作業環境測定士

ロ 作環法第2条第7号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）

ハ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る1級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。）

(2) 労働安全衛生法及びこれに基づく命3令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）の一部改正

(1) (i) 及び (ii) の講習を行う者を「登録個人ばく露測定講習機関」とし、当該機関の登録基準等を定めた。

個人ばく露測定に係る測定精度の担保等⑥

～有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等③～

2. 改正の概要②

(3) 講習科目の範囲及び時間等に係る告示の制定

(1) (i) 及び (ii) の講習科目の範囲及び時間を以下のとおり定め、講習科目の受講の一部免除及び修了試験について定めた。

【デザイン及びサンプリングに関する講習】

	講習科目	範囲	講習時間
学科	個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的、個人ばく露測定結果の評価、呼吸用保護具の選択	2時間
	デザインに関する知識	個人ばく露測定に係るデザインの方法	3時間
	サンプリングに関する知識	個人ばく露測定に係るサンプリングの方法	1時間30分
	労働衛生関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、有機則、鉛則、特化則及び粉じん則中の関係条項並びに関係告示等中の関係条項	1時間
実技	デザイン	個人ばく露測定に係るデザイン	30分
	サンプリング	個人ばく露測定に係るサンプリング	1時間

【サンプリングに関する講習】

	講習科目	範囲	講習時間
学科	化学物質管理概論	化学物質管理の概要	30分
	個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的	30分
	サンプリングに関する知識	個人ばく露測定に係るサンプリングの方法	3時間
	労働衛生関係法令	安衛法、安衛令、安衛則、有機則、鉛則、特化則及び粉じん則中の関係条項並びに関係告示等中の関係条項	30分
実技	サンプリング	個人ばく露測定に係るサンプリング	1時間30分

3. 公示日等

(1) 公布（告示）日：令和6年3月18日（令和6年厚生労働省令第44号）

(2) 施行（適用）期日：令和8年10月1日（2（2）の一部規定は令和6年7月1日）

作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示の概要

改正の概要

(1) 作業環境測定基準の改正内容は以下のとおり。

	作業環境測定対象物質	現行の個人サンプリング法を用いた作業環境測定の対象作業場及び対象物質	改正案
①有機溶剤	第1種、第2種の全物質	塗装作業等を行う作業場	塗装作業等を含めた全ての作業場
②特別有機溶剤	特別有機溶剤の全物質	塗装作業等を行う作業場	塗装作業等を含めた全ての作業場
③特定化学物質(②以外)	第1類、第2類(溶接ヒュームを除く)	低管理濃度特定化学物質【13物質】 ベリリウム及びその化合物、インジウム化合物、オルト-フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、コバルト及びその無機化合物、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物、トリレンジイソシアネート、マンガン及びその化合物、砒素及びその化合物	以下の15物質を追加 アクリロニトリル、エチレンオキシド、オーラミン、オルト-トルイジン、酸化プロピレン、三酸化ニアンチモン、ジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト、臭化メチルス、ナフタレン、パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン、ベンゼン、ホルムアルデヒド、マゼンタ、リフラクトリーセラミックファイバー、硫酸ジメチル
④鉛	鉛	鉛	鉛(改正なし)
⑤粉じん	粉じん	なし	粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)

(2) (1)の改正を踏まえて、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等について所要の改正を行う。

1. 改正の趣旨

- 有機則第28条の3の2第5項等の第三管理区分場所は、専門家の判断により改善措置等を実施しても改善困難な場所であること、6月以内ごとに1回、保護具選択測定を行い、呼吸用保護具の有効性を担保していることから、重ねて6月以内ごとに1回の作業環境測定を義務づけなくても、有効なばく露防止対策を実施することは可能である。
- このため、二種類の測定義務の重複による現場の混乱を防ぐため、6月以内ごとに1回の保護具選択測定を実施する第三管理区分場所においては、6月以内ごとに1回の作業環境測定を実施することは要しないこととするための所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 有機則第28条の3の2第5項等で規定している保護具選択測定を行う場合は、有機則第28条第2項等で規定している作業環境測定を行うことを要しない旨を追加。
- 特化則、鉛則、粉じん則で同様の改正。

3. 公布日等

公布日：令和5年4月24日（令和5年厚生労働省令第70号）

施行日：公布日（※本省令による改正後の改正省令第91号の施行日は令和6年4月1日）

○次の呼吸用保護具は、構造規格を具備し、型式
検定合格品であることが必要

(安衛法42条、44条の2、別表第4)

- ・防じんマスク
- ・防毒マスク (ハロゲンガス用、有機ガス用、
一酸化炭素用、アンモニア用、亜硝酸ガス用)
- ・電動ファン付き呼吸用保護具
(防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、
防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具)

国 (令〇〇) 検
第〇〇号
(商品名等)



○次のものは JIS規格により
性能、構造等が定められて
いる。

- ・保護眼鏡 (JIS T 8147)
- ・保護衣 (JIS T 8115)
- ・保護手袋 (JIS T 8116)
- ・保護長靴 (JIS T 8117)



○労働安全衛生法（抄）

（譲渡等の制限等）

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表第2に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

（型式検定）

第44条の2 第42条の機械等のうち、別表第4に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2～7 （略）

○昭和46年5月24日基発第399号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」 （抄）

Ⅶ 三（5）本条の「不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴」については、保護衣についての日本工業規格(JIS S 9001)、保護手袋についての日本工業規格(JIS S 9002)および保護長靴についての日本工業規格(JIS S 9003)があることに留意すること。

（※改訂によりJIS記号・番号は変更になっている）

【基本通達】

「防じんマスク、防毒マスク及び
電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」
(令和5年5月25日 基発0525第3号)

「化学防護手袋の選択、使用等について」
(平成29年1月12日 基発0112第6号)

【参考】

「化学防護手袋の選択、使用等に係る参考資料の送付等について」
(平成29年1月12日 事務連絡)

「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」
(平成21年3月31日基発第0331013号、
平成26年11月28日基発1128第12号により一部改正)
→ 別紙の別添に、呼吸用保護具の基本が整理されており、わかりやすい。

化学物質の種類等に応じて、保護具を適切に管理する。
法令に基づくほか、リスクに応じた適切な管理に努める。

○労働安全衛生規則

第596条 事業者は、前3条に規定する保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

※特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則も同様の規定あり。

○鉛中毒予防規則

第46条 事業者は、第58条又は第59条の規定により労働者に使用させ、又は着用させる呼吸用保護具、労働衛生保護衣類又は作業衣をこれら以外の衣服等から隔離して保管するための設備を設け、当該労働者にこれを使用させなければならない。

○四アルキル鉛中毒予防規則

第16条 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、保護具について次の措置を講じなければならない。

- 一 保護具を点検し、異常のあるものを補修し、又は取り替えること。
- 二 使用時間の合計が破過時間の2分の1をこえた有機ガス用防毒マスクの吸収かんを取り替えること。
- 2 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させたときは、作業終了後、すみやかに、当該労働者が使用した保護具、作業衣、器具等を点検し、四アルキル鉛等により汚染されているものについては、焼却その他の方法により廃棄し、又は当該汚染を除去すること。
- 3 事業者は、令別表第5第1号、第2号又は第7号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該労働者ごとに2つの更衣用ロッカーを当該業務を行なう作業場所から隔離された場所に設け、そのうち1つを金属製で保護具及び作業衣を格納するためのものとしなければならない。

リスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが許容される範囲を超えると判断された労働者は、健康診断の実施が義務。

<ポイント>

- ・作業に従事する労働者全員が一律に健康診断の対象となるのではなく、健康診断を実施するかどうかは、**事業者が**労働者ごとの健康障害リスクに応じて判断
- ・健康診断の検査項目は、**医師等が**対象物質の有害性情報をもとに設定
- ・健診の実施頻度は、**事業者が医師等の意見を**もとに健康障害リスクに応じて設定

濃度基準値がある物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかな健康診断の実施が義務。

※労働者がばく露する濃度は濃度基準値以下に管理する義務があるが、何らかの異常事態が生じて濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合を想定

<ポイント>

労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は必ず実施する必要

- ・健康診断の検査項目は、**医師等が**対象物質の有害性情報をもとに設定
- ・濃度基準値を超えてばく露したおそれがあることが判明した場合は、合理的に実施可能な範囲で、速やかに実施する必要

- リスクアセスメント対象物健康診断は、事業者による自律的な化学物質管理の一環として、化学物質のばく露による健康障害発生リスクが高いと判断された労働者に対し、医師等が必要と認める項目について、健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施するもの。
- 化学物質のばく露防止対策（工学的対策、管理的対策、保護具の使用等）が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが許容される範囲を超えないと事業者が判断すれば、基本的にはリスクアセスメント対象物健康診断を実施する必要はない。
- ばく露防止対策を十分に行わず、リスクアセスメント対象物健康診断で労働者のばく露防止対策を補うという考え方は適切ではない。

該当する場合に実施します。

法律上の実施義務

1. リスクアセスメント対象物を原材料などとして**新規に採用したり、変更したりする**とき
2. リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりする**とき
3. 前の2つに掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりする**とき
※ 新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

指針による努力義務

1. 労働災害発生時
※ 過去のリスクアセスメントに問題があるとき
2. 過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
3. **過去にリスクアセスメントを実施したことがない**とき
※ 施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にリスクアセスメントを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

リスクアセスメント 全体の流れ

リスクアセスメント

ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

以下の情報を入手し、危険性又は有害性を特定する。

- ・ SDS、仕様書、機械・設備の情報
- ・ 作業標準書、作業手順書
- ・ 作業環境測定結果
- ・ 災害事例、災害統計 等

ステップ2 特定された危険性または有害性による
リスクの見積り

- ・ 発生するおそれのある危険又は健康障害の発生可能性と重篤度から見積る。
- ・ 化学物質等による疾病では、有害性の程度とばく露の程度を用いる。

ステップ3 リスクの見積りに基づく
リスク低減措置の内容の検討

リスク低減措置の優先順位

- ①危険有害性の高い化学物質等の代替や化学反応プロセス等の運転条件の変更等
- ②工学的対策（局所排気装置の設置等）
- ③管理対策（作業手順の改善等）
- ④有効な保護具の使用

ステップ4 リスク低減措置の実施

ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクとは

特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある労働者の危険又は健康障害の発生する発生可能性とその重篤度を組み合わせたもの

ステップ1

化学物質などによる危険性または有害性の特定

化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに即して危険性または有害性を特定します。

ラベル	安全データシート (SDS)
 <p>ラベルによって、化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達 (容器や包装にラベルの貼付や印刷)</p>	 <p>事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達</p>

<労働安全衛生法令で定められているラベル、SDSの記載項目> (赤字は通達)

○ラベル表示

- 名称 (物質名又は製品名)
- 人体に及ぼす作用 (GHS分類)
- 貯蔵又は取扱い上の注意
- 表示者の氏名
- 注意喚起語
- 安定性及び反応性
- 標章 (絵表示)

○SDS通知

- 名称 (物質名又は製品名) . . . ラベルと一致
- 成分及びその含有量 (重量%単位) ※営業上の秘密の扱いについて検討中
- 物理的及び化学的性質
- 人体に及ぼす作用 (GHS分類)
- 貯蔵又は取扱い上の注意
- 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 通知者の氏名、危険性又は有害性の要約、安定性及び反応性、適用される法令、その他参考事項

※ 混合物の場合は、混合物としての危険有害性又は成分ごとの危険有害性情報を記載

リスクアセスメント ステップ2:リスクの見積り

90

ステップ2

リスクの見積り

リスクアセスメントは、対象物を製造し、または取り扱う業務ごとに、次のア～ウのいずれかの方法またはこれらの方法の併用によって行う。**(有害性はイを推奨、危険性はアとウに限る)**

ア. 対象物が労働者に危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）と、危険または健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法

マトリクス法	発生可能性と重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性と重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
数値化法	発生可能性と重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算または乗算などしてリスクを見積もる方法
枝分かれ図を用いた方法	発生可能性と重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
コントロール・バンディング	化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）などを用いてリスクを見積もる方法 → 有害性のみ
災害のシナリオから見積もる方法	化学プラントなどの化学反応のプロセスなどによる災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法

イ. 労働者が対象物にさらされる程度（ばく露濃度など）と対象物の有害性の程度を考慮する方法

実測値による方法	対象の業務について作業環境測定などによって測定した作業場所における 化学物質の気中濃度などを、その化学物質のばく露限界（日本産業衛生学会が示す許容濃度、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が示すTLV-TWAなど）と比較する方法
使用量などから推定する方法	数理モデルを用いて対象の業務の作業を行う労働者の周辺の化学物質の気中濃度を推定し、その化学物質のばく露限界と比較する方法
あらかじめ尺度化した表を使用する方法	対象の化学物質への労働者のばく露の程度とこの化学物質による有害性を相対的に尺度化し、これらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度と有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

ウ. その他、アまたはイに準じる方法

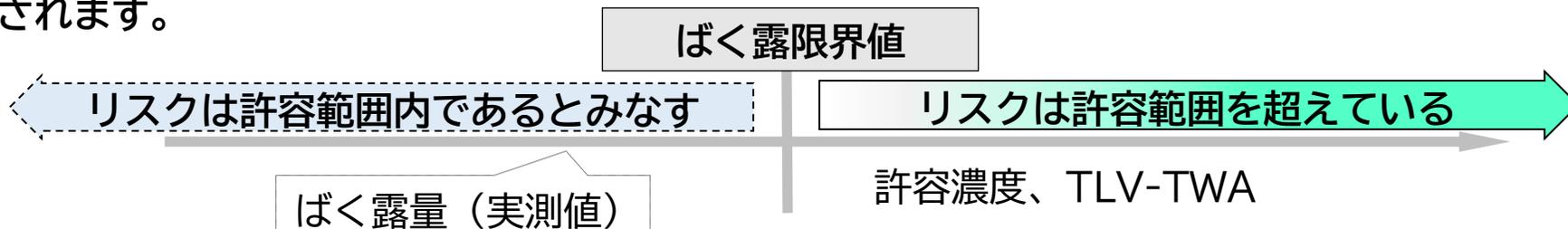
安衛令別表1に定める危険物および同等のGHS分類による危険性のある物質について、安衛則第四章などの規定を確認する方法 など

推奨

リスクアセスメント [リスクの見積り方法]

リスクの見積り 実測値を用いる方法

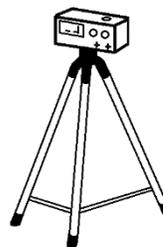
実際に、化学物質などの気中濃度を測定し、ばく露限界値と比較する方法は、最も基本的な方法として推奨されます。



気中濃度の測定方法

- ◆作業環境測定
- ◆個人ばく露測定
- ◆簡易な測定 (検知管、パッシブサンプラーなど)

作業環境測定



検知管



バッジ型 パッシブサンプラー



リスクの見積り 数理モデルを用いて推定する方法

欧州化学物質生態毒性・毒性センター (ECETOC) が提供するリスクアセスメントツール (ECETOC-TRA) は定量的評価が可能なツールとして普及しています。

<https://www.ecetoc.org/tools/tra-main/>

化学物質の物理化学的性状、作業工程 (プロセスカテゴリー)、作業時間、換気条件などを入力することによって、推定ばく露濃度が算出されます。

ステップ3

リスク低減措置の内容の検討

リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置の内容を検討してください。

- ◆労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則などの特別規則に規定がある場合は、その措置をとる必要があります。
- ◆次に掲げる優先順位でリスク低減措置の内容を検討します。

高

大前提

法令に定められた事項の実施（ある場合）

リスク低減措置の優先順位

1

危険性・有害性の高い化学物質の使用中止、
有害性の低い化学物質への代替化化学反応のプロセス等の運転条件の変更、
化学物質等の形状の変更等

※危険有害性の不明な物質に代替することは避けるようにしてください。

2

工学的対策・衛生工学的対策
(工程の密閉化、局所排気装置の設置等)

3

管理的対策
(マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理等)

4

個人用保護具の使用



低

【定常時】

吸い込む
(経気道 (吸入)、経口)



空気環境の改善
呼吸用保護具

皮膚に付着
(経皮、皮膚障害)



接触防止
保護衣や保護手袋

眼に入る



飛散防止
保護眼鏡

食べる・飲む
(経口 (飲み込み))

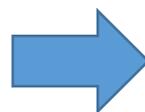


作業場での飲食喫煙禁止
容器等への表示

・ 有害性の低い物質への代替
・ 適切な作業方法

【緊急時・異常時】

設備破損や誤った動作による
大量漏洩による急性中毒



設備の腐食防止
設備の操作ミス防止

ステップ4

リスク低減措置の実施

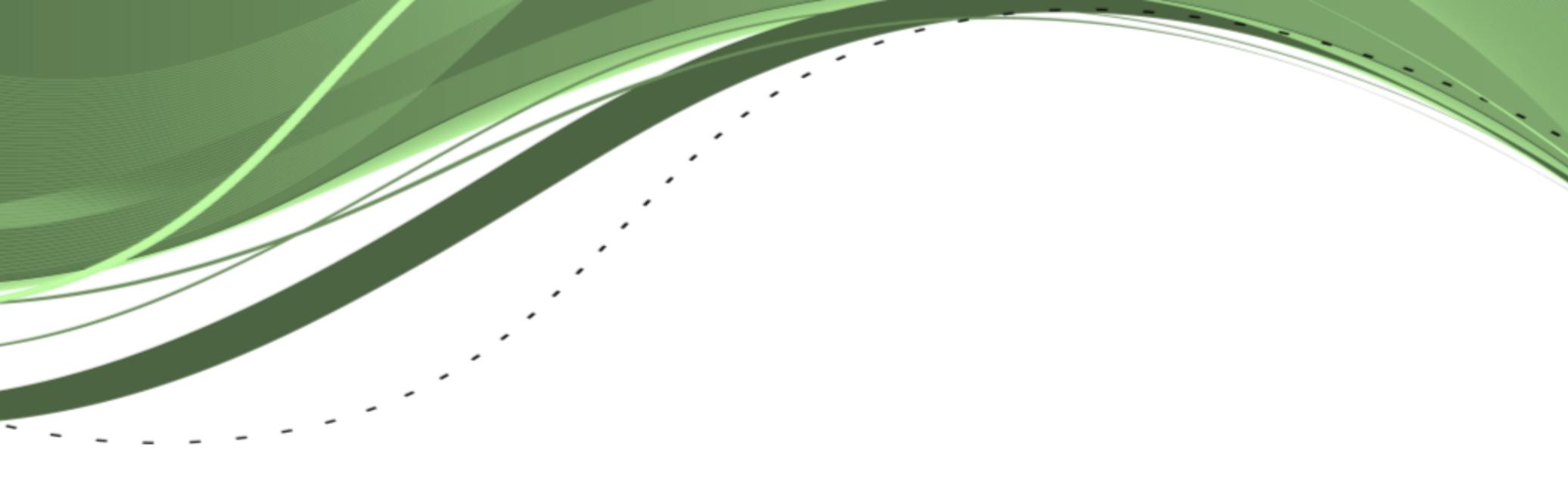
- 検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努めます。
- 死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。
- リスク低減措置の実施後に、改めてリスクを見積もるとよいでしょう。

ステップ5

リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクアセスメントを実施したら、以下の事項を労働者に周知します。

1. 周知事項
 - ① 対象物の名称
 - ② 対象業務の内容
 - ③ リスクアセスメントの結果（特定した危険性または有害性、見積もったリスク）
 - ④ 実施するリスク低減措置の内容
2. 周知の方法は以下のいずれかによります。 ※SDSを労働者に周知する方法と同様です。
 - ① 作業場に常時掲示、または備え付け
 - ② 書面を労働者に交付
 - ③ 電子媒体で記録し、作業場に常時確認可能な機器（パソコン端末など）を設置
3. 法第59条第1項に基づく雇入れ時の教育と同条第2項に基づく作業変更時の教育において、上記の周知事項を含めるものとします。
4. リスクアセスメントの対象の業務が継続し、上記の労働者への周知などを行っている間は、それらの周知事項を記録し、保存しておきましょう。



ご清聴ありがとうございました。